

る事になるであらう。

さて、上代に於ても此神徳の誠をば最もよく國民が意識して居つたからして、凡ての物事に觸れて誠を現はし誠を得る事に専心努力した事は歴史の至る所に發見せられる事で、三種の神器の中にも、玉は玲瓏として清く麗しき事を表はし、鏡は明き事を表はし、劍は其清明曇りなき所に眞勇の存するを表象する事は人の常に言ふ通で、誠の心即ちマゴコロと云ふ語は上代にあつては凡ての美德を表明して居つた。上代には忠とか孝とか悌信とか云ふ別々の語はなくて、君に對するもマゴコロを以てし、親に仕ふるもマゴコロを以てし、兄弟朋友にも皆此一つのマゴコロを以てした。

而て此マゴコロの致す所、君父に對するは勿論、兄弟朋友に對しても、義に依つては生命さへ捧げて厭はないから、まして土地財寶を差出す

事は何んでもない事であるが、自己の生命財産を投出して到底其至情を盡す事の出来ない場合に到達した時に茲に祈禱と云ふ事が起つて来る。祈禱は實に生命財産等を以て得べからざる場合、即ち、人力の及ばぬ問題の起つた時に偏に神明の被護を祈るのであつて人の至情の發露である。我々現代の國民は最近に於て屢、此祈禱を行はねばならぬ國家の大事に遭遇したから、國民の大部分は祈禱の眞意を了解して居る筈。又之迄祈禱などはと云つて排斥した者も大に其眞意を味つたに相違ない。之に就いては多言を要せぬと思ふが、此祈禱が國家皇室若しは一般の大事に係はる事でなくなると、其處に種々な議論の餘地が生じて来る。即ち、婦女子や智力の低い男子が大事であるとして祈禱を籠める事でも其より高い智力の者が見れば不都合な祈禱と聞えるからして、妄に神佛に祈る者を迷信者として嘲笑し排斥する事

になり、更に一轉して神徳を疑ふ事になつて來るけれども、之は甚だ思はざるの甚しきもので、迷信に陥れる者は其智力を増進し徳性を涵養するやうに導き且つ祈つてやりこそすれ、それを以て嘲笑排斥の具にしたり、轉じては神佛を愚弄するやうな言をなすのは、尙徳の至らぬ者と言はなければならぬ。

或る神道家は祈りはヒノリ(日乗)だと言つた。之は言語學や音義學からはどう言ふ事になるか知らぬが、祈の心情を直指した説明であると思ふ。『祈り』は『イ宣り』で神に向つて心中を披瀝して宣へ申上ると解すればそれでもよいが、更に『日の神の乗り移つて聞召さるゝ』と云ふ意だとすれば卑俗な解説の中に祈の眞意がよく覺られる。

禁厭も亦時に常識に外れたやりかたをする者があればこそ社會に害毒を流す事にもなるけれども、人力の及ばぬ點に到達した時に、知識

祈りはひのりといふ。

の進歩に伴うた方法を以て、之を行ふ事は至極必要な事で之を行ふ者は其生活の道に之によつて得る丈でなく、病者に慰安を與へ、同情を瀧ぐ所に高尚な道德の發露を樂む事が出来る。禁厭は實に病人若くは心弱き者に對する祈禱者の同情を直接に病人に加ふる形式である。唯此術を以て渡世とするに至つて茲に諸種の弊害を醸生するのであるから、醫者となるに八釜敷試験を經、修行を積む事を必要とすると同様に、禁厭を業とする者には一層の修養を條件としなければ何時迄も神徳を汚す者の絶ゆる時はあるまい。此點から言ふと現今禁厭者たるの資格を具有する者は彼の神道教師専門の人の中には案外に少く、却つて專業とせない者に多いかと思はれる。

尙人智が進んで、人々皆自ら祈る事を知り自ら禁厭して罪穢病魔を禳ふ事が出来るやうになつたらば、——凡ての人が皆そのやうに強く

なつたらば、——其時は神社の御札も不用になり禁厭を施す必要も皆無になる譯であるけれども、そんな日が何時の頃に来るか、容易の事ではあるまい。そうしてそんな日が来る迄は富者が貧者を笑はないで憐をかける如く、智者は被禁厭者の態度心情を笑ふ事なく、大に之に同情をしなければならぬ。之が智者の愚者に對する誠である。

九 死生觀

神道では死を嫌うと云ふ。「神は生を好みて死を嫌ひ給ふ故に人々生きん事を念とし禽獸蟲魚草木皆死を希ふ者なし。此世に生を全うし繁榮を計るは是れ神の御心に叶ふ所以にして、嘗に人類のみならず、生物一切の希求する所、何者ぞ此人情自然の理に背いて獨り死を希ふ者ぞ」と言つて佛教などを排斥するは從來の神道家の常であるが、然ら

死と云ふ語義。

ば何故に神道にも死があるか、是れ大問題である。獨り神道のみならず、凡ての宗教凡ての學問の大問題である。

上代の日本人は死を何と考へたか。近代の神道家は死を如何に説明したか。是れ最も興味ある題目である。

古典には死の文字は處々用ゐてあるが^シと讀ませた例は少く、大抵はミウス(身失)とかウス(失)とか讀んである。そればかりか、死の字を嫌つて「神^{かみ}避り」とか「崩^{かたまる}」とか「隠^{かく}」とか書いて神々又は天皇の上天を記述してある。之を註解する者は曰く、「死ぬ」は「し往ぬ」で「し」は「たましひ」の「し」の事。嵐、まじ、などのしは風の意であるが、魂も亦風の如きもので目に見えない。其しが往つて了うと人は死ぬ^シと云ふのだとある。「身失する」は肉體が見えなくなるので魂は素より消えて了うのではない。「失す」と云ふも同様。「神避る」「神上る(崩)」は「避る、去る」或は「上る」

の敬語で、神の事であるから「神」と冠したので、上天歸天若くは「見えなくなつた」と云ふ意。「隠る」も其通り。と云ふのであるから、一つとして靈魂の消滅を意味するものはない。之は寧ろ世界各國共通のことで怪むに足らぬであらうが、靈魂不滅位では、死を嫌ふと云ふ神意を十分に顯はしたものは言へぬ。然らば見えなくなるだけで、何處かに行くと考へたかと云ふと、そうではない。伊邪那美神をば紀伊の熊野村に葬つたとも云ひ伯伎國の比婆山が御墓であるとの傳説もある。之は勿論事實ではないけれども、若し事實であつたら其陵が大切に保存せられた筈であるに其がないさう云ふ傳説さへも出來、又此神が黄泉國に入られてからは其神力を以て一日に千人を殺すと云ひ、伊邪那岐神は之に對して一日に千五百人を生むと仰つたとある。之も亦傳説に相違ないけれども、之を以て上代人の死に關する觀念を見ること

が出来る。即ち偉大なる神格乃至人格には決して死と云ふことがない。死の本家本元たる黄泉國の主神にも死はない。即ち伊邪那美神は其神避後も尙在すが如く物言ひ事を執り、其現世にありし時と一向變はなく、伊邪那岐神も此地上の神功了ると共に淡路及び近江の多賀に退隠し玉ひ、又日の若宮に鎮りますと云ひ、又二神以前の天神は勿論初から隱身であるから新に隠れ給ふ事はないが、天照大御神、素戔鳴尊、月讀命には神隱り又は神避りと云ふ事は全くない。大國主神は出雲築杵の大宮に隠れ給ふとあるけれども、之も前に述べた通り、幽界に入つて皇室を擁護し給ふので、死ではなく、其御子の事代主神、建御名方神、之と對抗して威力を競うた武甕槌神、經津主神。天孫降臨の際の從屬神たる天兒屋根命、太玉命以下數多の神格に一つとして死後を語られて居るのはなく、皆其儘各神社に鎮りますと信ぜられて居る。之に反

して天若彦の如き神勅に反き功業を成さなかつたものは其胸に矢が當つて死んだと書いてある。是に於て、神道の死生を説く者は活眼を開いて這個の眞理を捉へなければならぬ。

神は生を好み死を嫌ひ給ふ事は勿論であるが、天孫降臨以來天孫の御上にも崩御があり人草の上には平等に死が落ちかゝつて來た。之は如何なる靈軀も地に留まつて地上の汚濁に浸む以上已を得ぬ事であるが、地上にあつてもよく其神性を保ち汚濁に浸まなかつた者は決して死なない。天皇にも臣下にも其例は澤山に現はれて居る。かう言ふと甚だ不可思議を説く様であるけれども、何も不可思議ではない。たとへ屍を此土に遺棄せられた爲に陵墓の修築はあつても、其天皇又は人は決して崩御遊されたのではない。眞に死んだのではない。言葉を換へ言へば、往く者も留まる者も之を死としない。又靈魂丈は何

處かに残つて居ると云ふ様な意味の靈魂不滅説を以て満足する者でなく、肉眼を閉ぢて、若くは閉ぢずして其靈軀を見得るのである。是に於てか神社を建て、祭り、在すが如き禮を備へ、飲食物を捧げて日夕に奉仕するのである。

黒住教祖は此處の眞理を説くに生通[◎]の語を以てした。其所説平易簡明を主としてあるけれども、之ばかりは門弟等にも甚だ了解せられにくかつたと見えて、其門人の間に答ふる書にも

生通し。

生通と申事は心も肉體も共に生榮えて参り候事道の本意に御座候心が活物に候故心活きて参候はば形は心に付隨ふもの故共に活榮え参るに限りは無御座ものに御座候第一天道は生々にて天地の道に死と申事は更に無之者に御座候間此所御會得被成願くば形諸共御活通しに被成度御事に御座候然れども我と申す恐しき者御座候

故我と申者を御捨不被成ては明るき天道御合點行き兼ぬる者に御座候(中略)如何様に諭し候ても得聞取さる人尙誠を不動人は親子兄弟にても致方無者に御座候間此處能御合點可被成御事に御座候御道御執心の程は感心仕候得共理を以て御穿鑿よりは我を離れて誠を勤る事第一に御執行被成度候

七生説。

と言つてある。そこで、少し趣は異なるけれども、之を補ふに吉田松陰先生の七生説を以てしたら、或は讀者に解し易からうかと思ふ。其説に曰く(原漢文)

天ノ茫々タル一理アツテ存ス。父祖子孫ノ綿々タル一氣アリテ屬ス。人ノ生ル、ヤ斯ノ理ニ資ツテ以テ心ト爲リ斯氣ヲ稟ケテ以テ體ト爲ル。體ハ私ナリ。心ハ公ナリ。私ヲ役シテ公ニ殉ズル者ハ大人タリ。公ヲ役シテ私ニ殉ズル者ハ小人タリ。故ニ小人ハ體滅

シ氣竭クレバ則チ腐爛潰敗シテ復タ收ムベカラズ。君子ハ心理ト通ズ。體滅シ氣竭キテ而シテ理獨リ古今ニ互リ天壤ヲ窮メテ未ダ嘗テ暫モ歇マザルナリ。余聞ク贈正三位楠公ノ死スルヤ其弟正季ヲ顧ミテ曰ク死シテ何トカ爲ン。曰ク願クハ七タビ人間に生レテ以テ國賊ヲ滅セント。公欣然トシテ曰ク先ヅ我意を獲タリト耦刺シテ死ス。噫是レ深ク理氣ノ際ニ見ルアルカ。是時ニ當リテ正行正朝ノ諸子ハ則チ理氣並ビ屬スル者ナリ。新田菊地諸屬ハ氣離レテ而テ理通ズル者ナリ。是ニ由テ之ヲ云フ。楠公兄弟ハ徒ニ七生ノミナラズ。初メヨリ未ダ嘗テ死セザルナリ。是ヨリ其後チ忠孝節義ノ人楠公ニ觀テ興起セザル者ナシ。則チ楠公ノ後復タ楠公ヲ生ズル者固ヨリ計リ數フベカラズ。何ゾ獨り七タビノミナラン。余嘗テ東遊シ三度湊川ヲ經、楠公ノ墓ヲ拜シテ涕淚禁セズ。其碑陰

ニ明ノ徵士朱生ノ文ヲ勸スルヲ觀ルニ及ビテ則チ復タ涙下ル。噫
 余楠公ニ於テ骨肉父子ノ恩アルニ非ズ。師友交遊ノ親アルニ非ズ。
 自ラ其涙ノ由ル所ヲ知ラザルナリ。朱生ニ至ツテハ則チ海外ノ人。
 最モ謂レナキナリ。退テ而テ理氣ノ説ヲ得、乃チ知ル楠公朱生及ビ
 余不肖皆斯理ニ資ツテ以テ心ト爲ル。則チ氣屬セズト雖、而モ心則
 チ通ズ。是レ涙ノ禁ゼザル所以ナリ。余不肖ニシテ聖賢ノ心ヲ存
 シ、忠孝ノ志ヲ立テ、以テ國威ヲ張リ海賊ヲ滅スルヲ以テ妄ニ己ノ任
 トナス。一跌再跌シテ不忠不孝ノ人ト爲リ、復タ面目ノ世人ニ見ユ
 ルナシ。然レドモ斯心已ニ楠公諸人ト斯理ヲ同ウス。安ンゾ氣體
 ニ隨ツテ腐爛潰敗スルヲ得ン。必ズヤ後ノ人ヲシテ亦余ニ觀テ興
 起セシメ、七生ニ至ツテ而テ後チ可ナリト爲ス耳。噫是レ我ニ在リ。
 七生ノ説ヲ作ル。(吉田松陰遺著)

彼の『人の死は免れぬものだが靈魂は不滅だ』と云ふ類とは遙に進ん
 だ熱烈なもので、楠公を以て始めより未だ嘗て死せざる也と斷じてあ
 る所に冷やかな陰陽理氣説より以上の信仰が現はれて居る。

十 皇室、國家及個人

神道の皇室及び國家に對する思想は維新前後から今日迄に遺憾な
 く發揮せられて居て、萬人齊しく睹る所であるから、此に改めて絮説す
 る要を見ないが、其餘りに皇室に密著し國家と終始する事を欲するの
 で、國家的の範圍を出て世界的になる事が出来ない間は此一點丈でも
 神道は宗教として見る事は出来ぬとさへ言はるゝ位である。宗教と
 して見る見ぬはどうでもよいとして果して我國限りのもので世界に
 行はるゝ事の出来ぬものかと云ふと決してそうではない。政治上の

神道は國
 家教だ。

關係と宗教の信仰とが段々分離して來た今日では、外國人と雖、天照大御神の道を信ずる事の出來ぬ筈はない。神道布教者も亦、外國人と雖、齊しく神の御魂を分けて此世に生れ出でたものぢやと云ふ事に同情すれば、それで澤山で、今後植民地又は外國へ移住した日本人は此信念によつて神社を建立し、外人をして拜禮せしむるに相違ない。現に既にそれが行はれて居る所もあつて、或一派の説の様に大神宮は其子孫たる大和民族の外は拜すべからざるものと、同族となる事を誓うた者に限ると云ふ限界は、大和民族の膨脹と世界の交通の發達とにつれて次第に撤廢せられるに相違ない。』
[]
そうして上述の如く、現世に最も重きを置き、最も自然的な所の神道は必ず世界の有力なる教法の一となるに相違ない。或は直ちに神道の信者が世界に瀰漫すると云ふ事は目前に出現せられないにしても、神道思想は世界の教育宗教に加味

せられて、相互の接近を益々密ならしめるに相違ない。そうして、世界無比の神勅を奉じて君臨まします所の我皇室が必ずや世界の帝王中にあつて最上位を占めらるべきは神道の信念から豫言して憚ない所である。唯之を奉戴する國民の努力如何によつては其時期の遲速と成不成をも分つであらう。

神道を非難する人は又、其個人を没却してまでも國家に盡さしめる點を擧げて、個人の價値は全く認められない様に言ふけれどもそれは維新前後の國家的運動の最も盛であつた時のみを見、且つ維新前後にも随分個人も尊重せられて居るに係らず其方面を見ずと言ふ論であつて、神道は決して個人を蹂躪して顧みないと云ふ事はない。常に個人の意志を助長し其權利を保護する事に力めるけれども、一旦國家の危急若くは家の危急に頻した時には個人を犠牲にして顧みない。併

し、今日は世襲制度が撤廢せられたからして、家の爲に個人を犠牲にする事は餘程少くなつた。無能でも長男であれば家職を繼承すると云ふ事は多くは徳川時代に仕上げられた變則である丈それ丈、上代の活潑な社會組織とは遠いものである。日本武尊でも近代に出られたら怯懦な兄命を征夷大將軍に戴いて東國に下られなければならなかつたかも知れぬ。上代には、皇室竝に之を圍繞する特別な家の外には嚴重な世襲と云ふ事はない。今日はその時代を復活し、之に西洋の個人主義さへ加味せられて居るから、家の爲に個人を犠牲にしてかまはぬと云ふ事はない。かくあるのが神道本來の面目である。唯々國家の危急に際しては個人は勿論家をも犠牲にして顧みない。斯くして國家が強ければ従つて家も個人も幸福であるのは今更言ふ迄もなく、且つ此事は神道が直接に要求するものと見るよりも國家組織の上から

起る要求と解するのが至當で、神道から言はば副産物であらう。何となれば國家組織を嚴重に保持すると言ふよりも、天孫たる皇室を中心とする我神道の思想が世界に遍滿する時期が來さへしたら、其必要はなくなる譯である。

抑も、人類が社會を形造つて向上發展進歩をなす上に於て、虛無主義だの共產主義だのの非なる事は言ふを待たぬのであるが、國家を組織し國政を執つて行く上に於て君主政治がよいか民主政治がよいか、何れにしても立憲政體でなければならぬが、と云ふ事は今後尙多くの議論と實驗とを重ねる事であらうが、獨逸の軍國主義の蹉跌と共に民主主義とか共和とか民本主義とかが此機會に擡頭して、軍國主義を葬ると同時に君主制をも葬り去らんと試るではないかと疑はれる。獨逸の内實はどうか知らんけれども世間の評判は君主專制か軍閥政

治かの様になつて居つて、就中カイゼルの専横が甚しかつたやうであるから、其が事實ならば此際頭を押へられたのは已を得ないとして、眞の君主立憲制は果して何の國に於て成功して居るか、或は將來成功するであらうか。自分は必ず我日本であらうと思ふ。

英國の立憲君主制は其實立憲民主であつて政治の實權は下院の手にあると豫ねて聞いて居つた。従つて今の憲政會總裁加藤子爵の如き英國仕込とか英國かぶれとか云はれたの政治家は兎角我國體を危うして迄も英國流を模倣するのではないかと氣遣はれた。所が、此節同總裁の演説には『英國は君民同治である。我國も君民同治である。此兩帝國が同盟を結んだと云ふ事は云々』とやうに、英國が君民同治國であるとは初耳である。我等の言ふ君民同治と同總裁の用語の君民同治と意味が違へば知らぬ事であるが、さもなくば如何にも初耳である

と思ふ。同子爵は前々から此見解を取つて居られたか知らぬが、我等の寡聞なる未だ嘗て誰からも聞いた事がない。聞かなくても事實が何よりも雄辯であるべきであるが、さて其事實が如何であらうか。果して立派な君民同治であれば言ふ事はない、誠に結構な願うても容易に得られぬ同盟國と言はなければならぬ。さう言ふ我國は我等の信する所では世界無比の國體を具有して居つて世界無比の立派な君民同治の歴史を有し且つ現に實行しつゝあるのである。

此所に自分は何の必要があつて君民同治を口にするか。外でもない。近來民本主義の聲が高くなつたに就いて立憲君主制體は民本主義の敵であるかの感を起さしめるやうであるから、民本主義の要求する所を一應點檢して見ると、『政體の如何は措いて問はない……民の聲を聞いて民意を満足せしめる政治をして呉れ、ばそれが民本主義

の政治である。『民本主義の要求である。』とかう言つて居る。それなら誠に御安い事で我國の歴史は民本主義の歴史と言つてよい位に民意を酌み民の聲を察した歴史である。歴代の天皇は民の憂を我憂とし玉ひ民の富を以て朕の富と仰せられた。政權が幕府に移つてからも、將軍や執權がよく代行して益々仁政を布いた。之をせない者は忽に亡んだ。幕府がさうであるから國持大名は尙の事で、常に民の疾苦を察して民と共に其國を治めて來た。即ち仁政を行ふ事を心掛けたから、民も亦よく其徳に懐いた。即ち君民同治の立派な歴史を築き上げたのである。民本主義の政治の標本を持つて居るのである。然らば今日民本主義者が君主制杯を目的にするのは我國の如き模範的君主國のある事を知らないからである。かう分つて見れば何んでもないけれども、露國の革命前後から此春にかけての民本主義の聲は

頗る我々を震撼せしめたものである。昔は民の聲を聞く機關が乏しかつたから、政廳の出入口に鐘を懸け櫃を置いて、訴を聞く便宜とした時代もある。直訴を歓迎した執權もあつた。今は代議制によつて民意を知る事となつて居るが、之とて未だ完全とは言へない。或は黨派の弊があるから解散を行つて更に民意を問ふ事にもなつて居る。斯くして追々に缺點の少い組織が完成せられる事であらう。君民同治の美しい成績が擧げられる事であらう。

或先輩の談話に『民本主義とは天皇が御用になるべき言葉である。君は民を以て本とすとは歴代の天皇屢、仰せになつた難有い御言葉である。』と。東洋流に考へると自ら民本主義を喚ぶ人民は呆れ果てた人民とでも言はれやう。けれども歐米の諸國に於ては自ら忌憚なく發表し要求せねば問はれず與へられないのであらう。

十一 女性観

神道の女性観は寧ろ女尊男卑ではなかつたかと思はれる程に女性を尊重して居る。天照大御神が女性にて坐ますからと云ふ譯でもあるまいが、神典には女性を卑めた個所は一つも見えない。凡て男女の對話杯を見ても婦人だからとて卑めた點は少しも見當らない。無關係の男女の對話は無論で、夫婦間と雖も今日の如く妻女を奴婢同然に取扱つて居たやうな様子は少しも見えない。

英雄に女が附物なら、英雄神に美麗な女神が添ふ筈である。クレオパトラや則天氏にも澤山の戀人があつたから天照大御神にも男神の關係があつたらうとの想像から、好事家の史學者が詮索の揚句素神を以て之に擬したりするけれども一向的中しさうもない。神功皇后に

男神女神
の關係。

武内宿禰を配して見てもどうも手筈がない。神道の女性は凡て品行方正である。神道の男女關係は頗る純正である。之は男神が女神を眞に尊敬した證左と言つても過言であるまい。國土經營群品の祖修理固成の功業神たる伊弉諾尊は純正なる一夫一婦の標本である。今日の結婚式に此神を祭るのは只夫婦の道の開祖と云ふばかりでなく純正な夫婦の愛情を遂げ給うたる祖神として正に二様の尊き意義を含むものである。女神伊弉冉尊が神避り給うて後に天照大神を始め數多の神々が御生れになつたとは古事記の傳ふる所で、之によつて或學者は伊弉諾尊と其後妻の神との間の所生のやうに説くけれども、日本書紀の方には明かに二神の間の所生即ち伊弉冉尊の神避り前の事に書かれて居るし、又後妻を娶り給うた記事はないから、諾尊の再婚説は據のない事である(假りに再婚したまうたとしても一夫一婦の思想

に影響はないけれども。特に古事記の天照大神始め三貴子其他の神の出現は大に神話が交つて居つて普通の出産とは同一視すべからざるをやである。

素戔鳴尊

素戔鳴尊は英雄神の標本で、時に粗暴に互る行動はあつたけれども、其神格は最も自然流露、今日の語で言へば善い意味の本能主義自然主義者であらう。天真爛漫無邪氣快活の好典型である。それでゐて異性に關する破倫の事が少ない。總じて人皇の御代になる迄は婦人の嫉妬が少しも見えて居ないが、此神杯には異性の關係が澤山ありさうに見えてそれが少しもない。以て神道の女性に對する思想が如何に愛情に富み同情の籠つたものであつたかが窺はれる。かう言ふと大國主神は何うだと突込まれるであらう。如何にも大國主神は神典の本文明かに大艶福家と傳へて居る。殊に其妃須勢理毘賣命と唱和

大國主神の艶福。

の長歌は紀記歌謠中での長篇で且つ内容も豊富であるし、當時の男女間の關係も窺はれるから、之を以て神代の婦人の心掛を説く事にもなつて居るけれども、既に先哲の論じた通り『此長歌は著しく後の色調を帯びて居つて決して神武天皇以前の作ではない。否應神天皇以前の作でない』と云ふ事が分つて見れば、大國主神に關する一切の傳説は大に眉に唾して掛らねばならぬ。神代より上古にかけて異母姉妹や伯叔母との結婚は行はれたとすれば、可なり亂倫であつたやうに想像せられるのも已を得ぬ事かも知れぬけれども、大國主神の艶福を除いては其例を見ない所を見るとそこに大に戒慎を要する。眞面目に觀察を下す必要がある。何となれば、神典が筆に載せられて讀んで傳へられるやうになつたのは早くとも履仲天皇以後であるとすれば、其れ迄は前言往行口々に相傳へたので、所謂語部が口面白く語り傳へたので

あつて見れば、中には艶福家の話も少しはなければ面白くなかつたであらう。大國主神は其主人公に擬せられたのである。前にも言つた通り大國主神は少彥名神に對する偉大、多能、多福の神で、少彥名神が其神業の餘り顯はれないのに反して何事も大國主神によつて成功して居る。女神との關係も少彥名神には何事も傳つて居ないのに此神は頗る艶福である。之等は語部の戯作が大に交つて居ると觀るのが至當であらう。就中、伯耆の八上媛を獲玉ふ一段杯は純然たる教訓談として辯護にすぎるか知れぬけれども、菟の教訓話とも關聯して居る筋で餘り眞面目には受取りがたい。越の沼名河姫との關係は歴史家からは政略結婚と見られて居るし、我々も之を否定する程に偏狹ではない積り。政略の爲の結婚なら、神武天皇も五十鈴媛皇后以前に日向國に於て第一皇后はあつたとの説もあるから、何かの事情で結婚が行

はれたと見ねばなるまい。神武天皇は崩後に相續争のやうな事が起つて居るから異腹の皇子があつた事は否まれないが、大國主神には其争がない。女性に對する處置宜しきを得た爲とでも言ふべきか。

併し我輩は茲に正妃と側室との關係をのみ詮索立てをするのが本意ではない。神道の思想としては、女性を何う觀たか、何う取扱つたかと云ふ事を述べねばならぬ。

女尊男卑と言へば、諾冉二尊夫婦唱和の最初の試に當つて、女神先づ物言ひ玉ひ女性が男子に先んじて事を取り玉ひし結果が甚だ不良であつたとある。即ち女尊男卑の形式を踏まんと試みて失敗に終つた。そこで更に遣り直して、男神先づ物言ひ玉ひ夫婦唱和の大原則が茲に立てられて男女の道が確立した。此時に男は左、女は右と云ふ原則も定まつた。併し女尊男卑の試が失敗に終つて夫婦唱和の大原則が立

男尊女卑
ではない

つたら直に男尊女卑の風俗が出来たと思つてはそれも早計に過ぎるであらう。女尊男卑の試とは言ひながら女神先づ物言ひ先づ事を執らんとし玉うた迄であるから、男女同位同等で只先づ女次に男と言ふに過ぎないのかも知れぬ。それと同筆法で、改め定められたる順序も先づ夫次に婦で、即ち夫唱婦和であるから、男は尊く女は卑いと速断してはならぬ。此二神は共同して國土を經營し玉うたので、所謂影の形に伴ふ如くに男神の往く所女神の従はざるなく不幸にして女神先づ神避り玉ふと男神は大に落膽し玉うて「今より後吾一神にて如何にし、て此國土を修理固成するを得ん」と仰せられて幽界に妻神を迎に出掛けられたとあるから、只一通りの内助の功丈でなかつた事が窺はれる。今日の結婚式の新夫婦の誓詞に「内外の差別前後の秩序を過たす互に輔翼して家政を整理する」と云ふ語があるが、此女神は何う考へても内

女は内丈、
守るので
はない。

女の族長

を守ると云ふ御神徳丈ではなかつたと思はれる。平安朝以後女は弱い者になつて了ひ、武家時代になつてから倍々弱い者扱を受けるやうになり又支那の教訓や風俗を學んで深閨に奥床しく振舞ふのが女性の美と考へられるやうになつたから、巴や板額の様な女性は稀有の異例と見られ、近世仇討の筋書でも女は女としては危いから殊更に男装をして仇探しの旅に立つと云ふのが普通になつて居るけれども、上古以前は決してさうではなかつた。神功皇后以前に九州に卑彌古と云ふ女性の大會長と云ふか國造と云ふかが居つた事は人の知る所であるが、女子は族長ともなり戦陣にも共に働き政治にも參與した例は幾らもある。舊事記を見ると、物部氏の大連には女子があつて政治にも參與して居つた事が察せられる。上古よりも數等活潑な神代にあつては女神の行動もそれ以上であつた。男神の女神に期待する所も頗

る大であつたと云ふ事が出来る。前述の國生みの神たる伊弉冉尊が卓越せる女性であつた事は別として、餘り御事蹟の傳はらない女神たとへば、素戔嗚尊の正妃奇稻田姬命でも、忍穗耳尊の正妃栲機千々姬命でも、或は須我の宮に神代第一の武勇神と出雲八重垣妻ごみに同棲し玉ひ、或は天にあつては七夕の女かと思はるゝ所に尋常一様でない女性の閃が見える。かく言ふは我輩一個の空想ではない。神代の神像を畫いた有名画家の觀念や奇稻田姬命の塑像(現に出雲大社にある筈)を見て、皆近代の作ではあるけれども、誰も同じ様に想像して居ると思はれる。大國主神の正妃須勢理毘賣命は前述の長歌に女子の貞操を歌ひ男子の多妻を認められたので有名になつて居るが、其御里方で大國主神に初戀をせられてから御夫婦になられる迄大國主神に盡くさるゝ心盡しと云ふものは竝大抵ではない。父神素戔嗚尊が大國主

男子の相
手。

神の人材を試さん爲に種々難題を課せられるのを蔭から庇護し助勢せられる有様はとても竝大抵の女性の比ではない。神典は此間の消息を半ば童話の如くに語つて居るけれども之を史實と見立てゝ考へると必ず相當に思慮分別のある女性を想像する事が出来る。御夫婦になられてからの事蹟は格別傳つて居ないのは寧ろ不思議であるが、大國主神が果して大の艶福家であつたとすれば其閨門の禍が少しもない點は必ず此女神の徳に歸せなければならぬ。其有名な長歌も後世の附會であつて大國主神の艶福も事實でないとするれば此一條は語部の戲作に終るけれども、而も其間に我國上代の女性に對する理想とか標準とかを窺知る事が出来る。即ち神道の女性觀は男子に對して貞操の堅固なるべきは勿論で事に臨んでは男子の片腕となり蔭日向となく男子を輔翼するものでなければならぬ。斯かる女性が殆ど男

天宇受賣命。

子同等の尊敬待遇を受けると云ふ事である。神道の女性観を知るに逸する事の出来ぬ好材料は天宇受賣命の事蹟である。此女神は天孫降臨の際既に五部の氏族の一に長たる神であつた。俗に鼻高天狗と見立てられる猿田彦神の配偶になられたかと観られる點もあるが、天孫降臨の時はまだ獨身であつたかと察せられる。若し結婚後であるならば、夫婦別れに天孫の爲に忠勤を抽んでられたと思はれる。と云ふのは猿田彦神は天孫を降臨の途中に出迎へて九州の南端に御案内すると直きに伊勢國の方に去られた。之には何か仔細がなければならぬので、察するに猿田彦神は天孫降臨以前已に伊勢方面に天降つて速くから劃策せられる所があつたかと思はれる。(根據がある譯ではないが、九州の南端や土佐の西南端に佐田岬のあるのも何か此神に關係があるかも知れない。)それで宇受賣

腕前のあ
る女。

命(鈿女命とも書く)は結婚後かも知れないが、單身高天原に止まつて一部屬を統率し、天窟戸の變に當つては有名な安河原の會議にも連り、窟戸の前では歌舞ひ踊りして、日神を迎出す大事な役目を承り、天孫降臨の御途中、突然猿田彦神に途を遮られて諸神が恐をなした際にも大膽に此女神獨り進み出て問答をせられたと云ふ男優りの女性である。此神を後世のオカメに當てるのは何の所謂であるか。前にも述べた通り少しもオカメらしい傳はないのであるから、あれは後人の惡戯として置く。さて此女神には全く滑稽分子はなかつたかと云ふと、それはあつたに相違ない。天岩戸の前で公衆の面前で裳紐を番戸はとに押し垂れて舞ふと云ふ事は大にハシヤケた女性でなければ出来ぬ事であるから男をへこます腕前うでまへのあつた女神と見なければならぬ。神道が如此女性をも認めて居るのを見ると女子は常に深窓に在つて内政を

取りさへすればよいと云ふのでなくて、女子に對して種々の要求を持つて居る事が分る。

宇受賣命以外に此類の女神は神典には見えないけれども、長い時代の間には此神の勤められたやうな役廻りに廻はされた女性も多くあつたと考へる事は不都合な想像ではないと思ふ。

神典全體を通じて、家の爲になり、夫の爲になり、君の爲になり、世の爲になる女性と云ふ事が一貫した理想のやうに思はれる。竹取物語の女主人公のやうに優美で高尚で多くの貴公子や好男子を惱殺するのが女だとは考へられて居なかつた。寧ろ清少納言のやうな出過ぎ者でも、役に立つ女を要求して居つたと云ふ事が想像せられる。

然らば女性の美と云ふ事は顧みられなかつたかと云ふと、美女を顧みない筈はない。天照大神の端麗優美であつた事は素戔嗚尊と應答

役に立つ
女。

美人探求

の條の大神の装によつて知られる事は己に定論のある事である。八十神が伯耆の八上媛を呼はんとしたのも美女を争うた意味に相違ない。政略結婚の越の沼名河媛も表面は美人探求と書かれてある。神武天皇の政略結婚も表面は磐余地方の七美人ななをとめの中から最も美なる五十鈴媛命に白羽の矢が立つた事になつて居る。殊に天孫瓊々杵尊は九州に天降り玉うて後、醜女たる磐長姫を厭うて美神木花開耶姫命を娶り玉うた爲に、それより人の命が木花の咲くかと思ふ間もあらせず散るに早くなつて、磐長姫の磐ほの如くに長くなる事が出来なくなつたと言はれて居る。而も美しき木花開耶姫命は富士山の神靈と祭られて今日は官幣大社の高き待遇を受けさせられるが、磐長姫命は一朝金殿を下つて以來殆ど顧みられて居ない。

瓊々杵尊の皇子火々出見尊は海神の女神豊玉毘賣命と結婚せられ、

才子佳人連理比翼の談柄を後世に残されて、浦島子の先鞭をつけて居
 らせられる次第である。龍宮と見られる海神宮に海路から往き訪は
 れた尊が頗る立派であつて女神の侍女が魂消たとあるから其男振り
 に不足はなかつたであらうが、數多の侍女にかしづかれた豊玉姫命の
 美しい事は格外であつた様に記載せられて居る。凡て神典には美貌
 を形容するに其眉目の秀麗を一一記述せず其神名及び服装又は感
 情を以て讀者をして自然に其美なるを了解せしめて居る。之は文學
 に互る事であるけれども序に擧げて見ると、尊の歌に
 沖つ鳥鳴つく島に我寝ねし妹は忘れじ世のことづくに
 之に對する豊玉姫命の歌は
 赤玉は緒さへ光れど白玉の君が装し尊くありけり
 そして、其御妹の玉依毘賣命は鶴茅葺不合尊の妃となられたが、豊玉と

云ひ玉依と云ひ共に美人玉の如き意味を含んで居ると云はれて居る。
 此二代續いて海神との結婚は史實としては必ず政略結婚であると
 信ぜられて居るから、女性は美であるべきと同時に國の爲家の爲にな
 るべき要求が附帶して居つた事が想像せられる。かくして神道の女
 性觀は純美純愛の欲求のみと云ふ點は殆ど無くなつて了つた。何れ
 は建國勲業に忙しく或は擴大進取の國民性として、愛の爲には國土財
 寶を捨て、顧みぬと云ふやうな伸氣な氣分にはなれなかつたのであ
 らう。
 『原始時代の社會組織には母系を尊重する制度があつて女性を中心
 として家をなし國を立つる事があつた。我國の太古史にも其面影が
 残つて居る。前述の物部氏の或時代に女子の大連があつた事や筑紫
 の卑彌古杯がそれである』と説明する學者もある。其說に従へば『男子

即ち夫は幾人あつても構はなかつた」と云ふのである。丸で蟻の家族制度を見た様な譯である。今日現存して居る神社の中にも女神許りを祭つて居るかと思はれるのも無いではないから斯様の説を立てるのも研究としては面白いかも知れぬけれども、以上の如き諸點を考へると有史以後は大體に於ては決して母系組織でない事は明瞭と云つて善からう。即ち女尊男卑ではない。又男尊女卑でもない。女性は男性に雁行して常に男性の補助者となり相談相手となつて家の爲國の爲に役立たなければならぬと考へられたのである。而して功業ある女性は永く神と祭られて末代迄も仰ぎ尊まれるのである。天上の神々に大抵配偶の女神がある如く、天孫降臨以後の神々の社にも妻神が配祀せられて居る。春日神社や八幡宮の相殿に比賣神と云ふのがあるのは即ちそれであると云ふ事である。前述の宇受賣命は大宮女

命として官中の神殿に合祭せられ、栲幡千千姫命は伊勢の大神宮の相殿に、須勢理姫命は出雲大社の別宮に、豊玉姫命は對馬國の國幣中社海神社に、玉依姫命は筑前國大宰府寶滿山の竈門神社に、伊弉冉尊は伊勢の大神宮の別宮を始め、近江國多賀神社、加賀の白山比咩神社、琉球の波上宮杯如れも有名な官國幣社の主祭神として祭られて居る。斯様にして府縣社以下村社迄を調べたならば女神の祭られたる數は随分多い事になる。

母系組織で思ひ起すのは官幣大社宗像神社(筑前)の祭神多岐津姫命、市杵島姫命、多紀理姫命の三女神である。此三女神は天照大御神と素戔鳴尊と誓約の時に天照大御神の佩かせ玉へる玉から成り出で給へる神と言ひ傳へられてある。三神は即ち一神の説に従うて假に一神と考へて、さて、此時は筑前の宗像に坐して玄海灘を監視し玉うて吳國

からの朝貢品などを途中に此神社に奉納せしめ玉うた事などがある。此神の配偶神は分らぬが宗像公等の祖神と齋き祭るとあるから御子孫もあるし母系組織の標本と速了せられるも其筈かも知れぬが、古事記杯に何々の國造何々の君杯の祖神とあるのも、強ち血統と許りは信ぜられぬから、此宗像公の祖神と云ふのも俄に血統上の祖先と見ては過つた結論を生むかも知れぬ。素神は風神、天照大神は日の神、三女神は瀧なす雨や波浪奔流の神との説もあるから尙研究を要する。此神が安藝の嚴島に勧請せられて宮島様となられては殆ど別の神格を以て衆庶の崇敬を得て居られる。神代に於ける御功業は分らなくなつて寧ろ辨財天の信仰の色が濃くなつて居る。

十二 博愛及犠牲的精神

神道を難するものは、又博愛の教の缺如を擧ぐる人があるが、それは排外思想の盛なものと貧民病者の路傍に遺棄せられてあつたなどを見て、直ちに神道の缺點に數へたもので、排外思想の盛であつたのは實は外國の威厭が烈しかつた爲に起つた敵愾心の發現で、外國の威厭を排して、遂に相當の地位を得ては却つて彼に親む風の出來たのを見ても分る。又貧民病者の救済に手の届かなかつたのは、維新の大變動で社會組織が一時混亂して容易に整理がつかかなかつた爲に、神道の本意でもない不體裁を一時演出したので、明治の大御代が進むに連れて其方にも着手せられたのは、曾に外教の賜物のみではない。凡て弱者を憐むと云ふ事及び他國人を優遇する事は上代に既に發達し居る。天日槍を始め多くの歸化人が皆今日の人の想像以上に待遇せられ皇族とも婚姻を結んだ例は澤山ある。又應神天皇以前は皇室は多くの場合末

歸化人優遇

末子相續

蝦夷人優遇。

子相續であつた事も弱き者を愛む心の發現と見る事が出来る。日本武尊が蝦夷人を捕虜にして一人も殺さないで、之を神宮に献じ、それが騷擾して因つた時も之を厄介視せずして安藝の國に徙されたなどは、日露戦争の際に俘虜に對して起つた同情ある逸話と同一軌の例で、博愛忠恕の精神は神道には溢れて居る。何となれば草木國土悉く神物で、まして人は神の分魂を戴いて各々生を受けた事を信するが故に其間に幾分の階段のある事をも知ると共に弱き者低き者をも虐待しないと云ふ考へは慥にあつたのである。併し今日神道家と稱する者の注意が此所に至らぬのは蓋し教の缺點でなくて人の罪であらう(佛敎家なども同様の状態にあるものが多かつたやうである)。

敵を愛す

かう言つて了へば最早蛇足であるが、敵を愛すると云ふ事も中古以來武人の間に磨かれた道徳で、近時と雖、よく體現せられて居る。神道

讐討。

の本來から言ふと敵と云ふべきものはない。一朝利害相反して敵者の地位に立つ事があつても、齊しく神の御裔である以上は皆同胞である。只見聞の狭い鎖國時代には外人を以て仇敵視する事は免れないけれども、之とて猜疑と誤解とから來る事は言ふ迄もない。上代に外國人を優遇したのを見ても神道の思想はよく分る。

神典の何處を尋ねても、不俱戴天の仇とか、親兄弟の讐討とか、數世結んで解けぬ怨恨とかは見えない。即ち相手方をして忘れることの出來ぬ程の殘忍酷薄無道を加へるやうの事はなかつたのである。平和で醇厚で、薄愛の精神が充滿して居つたのである。

近世仇討の濫觴は曾我兄弟にあつて、徳川時代に全盛を極めたけれども、明治の大御代に至つて道徳の標準が變更すると共に禁止せられた。それは其筈で、曾我の仇討にした所が其原因を探求して見れば言

ふに堪へぬ家庭の紊亂にあるので、仇討其物は義擧として感賞すべきも、骨肉相討ち或は怨を世々に結ぶと云ふ事は決してほめられた筋のものではない。我神道の信奉者は決して敵を作らない。従つて敵討の必要がない。敵がないから敵を愛せよの語を必要としないのである。近世道心の廢頽と共に世人が敵を作り敵方からは敵討をするやうになつたのは皆神道の凌夷と言はなければならぬ。

何處何如なる人も我と同じく神の分魂を受けて生れた者である即ち神の分身である我同胞であるとの信念から他を敬愛し尊重して八百萬神と認めそが不平を抱いて荒び給ふ時もなほ之を荒ぶる神と唱へて敬意を失はない。之が神道の博愛の精神の流露である。勅語に博愛衆に及ぼしと仰になつたのも此意味を以て拜誦したいと思ふ。

次に神道は犠牲的精神に於て決して他に劣る者ではないが、近頃の

宗教家中には何かの犠牲になると云ふ事を非常に高尚な道德であるかの様に説き、且つ其教が自己の信仰する宗教の唯一獨特の點であるかのやうに説く人が少からぬやうである。勿論自己を犠牲にして他の爲めにする事は高尚な道德には相違ない。誠に結構であるから此心掛げは奨励せなければならぬが、神道の教義から行くと犠牲になると教へたのではまだ不十分である。

何となれば、犠牲は國語『いけにへ』で『生きながら奉る供饌』の意である。近世の武勇談に見る所の人身御供を直ぐに聯想させる。支那で祭祀に犠牲を用ゐるのも必ず生きながら牛豕の類を上る意味であると思ふ。然らば、其生きながら供へられ、庖刀を加へられる所に强者の残忍性と弱者の悲哀とを遺憾なく暴露して居るのである。高尚なる道德の實踐に際して强者の残忍性や弱者の悲哀の閃きがあつてな

いけにへ

らうか。親の爲に犠牲になる、兄の爲に犠牲になる、一郷一村の爲に犠牲になる、と揚言する半面には名主大庄屋の差配で否むべき理由がないとあつて橋柱の土臺に生き埋にせられた一人娘を聯想させるのではないか。『私が犠牲になりさへすればよい』とは近頃の婦人の口からよく聞く言である。婦人許りではなく、町村自治問題の上にも屢々聞く言である。が、其半面には悲哀でなければ不平の面影を伴うて居るのが常である。犠牲となる程の場合に、悲哀のあるも當然、不平のあるも無理はないと第三者からは同情もするのが又當然であるけれども、犠牲になる御當人が自己は全く没却せられ無視せられて生きながら他の爲に殺されるのだと云ふ感を抱いて刑場に進む様に見えるのが我々は如何にも不憫であり神道の本意でないと信するのである。神道の教義から言ふと犠牲と云ふ言は決して無い筈である。苟も神前

に奉らるゝ程の供饌は當然奉るべき筈の品丈であつて、神饌の中に悲哀や不平や強者の残忍性を帯びた様な物は一つもないのである。供へらるべくして供へられる物ばかり、即ち當然の本分に當つて居るのである。親の爲に我身を犠牲にするのも、我誠心を盡くすので、即ち其本分を盡くすのである。兄の爲に自己を殺して盡くすのも、町村の爲めにするのも、苟も親の爲め兄の爲め町村の爲めと自覺した以上は、所謂犠牲となる事が自己の本分である事を自覺した筈である。即ち、無残なる犠牲ではなくして立派な孝行者律義者公益者である。之を犠牲と見るのは第三者の同情ある語としては許されもしようが清き赤き誠の心を以て他の爲に盡くした當人は自ら犠牲となつたと考へてはならぬのである。誨ふる者も亦輕々しくも之に『犠牲になれ』と言うてはならぬのである。神道は決して犠牲を要求せぬ。又要求せしめ

自らは犠牲になる
と云うて
はならぬ

ぬのである。人は各々其享け得たる御分心の働きのまに／＼自己の本分を盡くすべきである。其誠を盡くすべきである。其行爲が偶々以て他の犠牲となつたやうに見えやうが見えまいが敢て問ふ所でない。とかう教へるのである。

仇討の全盛を極めた徳川時代は犠牲の最も残忍な種類として橋柱に一人娘を生埋めにして怪まなかつた位であるから、主の爲、親の爲、兄の爲、夫の爲に、女の身賣は寧ろ當然の事の様に行はれた。其餘風が今日も尙存して居るのは甚だ残念であるが、『私や賣られて行くわいな』と残る心を引き立て、進んで行つた所に舊道德の美點は存して居るのである。犠牲と思はないで自ら進んで本分を盡くすと思ふ所に神道の教義が遺傳的に潜在して居ると自分は言ひたいのである。

女が賣られて行くやうな残酷な事實は社會の複雑になつた徳川時

八岐大蛇
の犠牲奇
稲田媛命

狭穂媛。

代でなければ見られない事で中古以前にあらう筈もない。まして神典杯にそんな類例は見られぬ事である。奇稻田姫命が危く八岐大蛇の犠牲にならんとして幸に素戔鳴尊の武勇に依つて救はるゝ一條は英雄傳説の型に嵌つた一節であるけれども、此女神の當時の心情は十分に書きこなされて居ないから其兩親に對して如何なる態度を執られたか明瞭を缺いで居る。否、神典の本文を正解すれば兩親の欲せられざる犠牲であつたに相違ないから、親の爲に進んで犠牲となつた例にはならぬ。降つて人皇の代となつて、狭穂彦の一命を救はんとして却つて己も共に火中の犠牲となつた狭穂媛こそは兄の爲の犠牲と言つて善からう。寵遇を被つた天皇に對して盡くすべきを盡くし、執るべき道を執つて後、兄の爲に一身を抛つて更に未憐のないあの態度は婦女子として立派な鑑で、誠の道を盡くしたと言つて決した過言でない。

い。犠牲となつたと言つて差支のない行動である。其結果は不幸にして兄を救ひ得なかつたけれども目的の達否によつて其行爲の美は決して損益せぬ立派な行動である。此女性の心情を書き寫した神典の筆者は之を犠牲^①を以て取扱うて居らぬ所に我神道の教義は窺ひ知らるゝのである。

第六章 神道の儀式

神道の儀式としては神社及び教會で行はれる報賽と祈念との意を籠めた祭典が大部分を占めて居る事は言ふ迄もないが、中古以前にあつては氏神は或一氏族限りの獨占する神社のやうにも見えて、其神社の祭禮は全く其一族の家祭の觀をなしたものがあつたやうに、今日でも大きな家になると其家庭に於ける儀式は相當に手数を要するもので或は御靈社と云ひ鎮守社と云ひ小さな村社位の經營を立てゝ居るものもある。それで此章にも、家庭に於ける儀式、教會に於ける儀式、神社に於ける儀式と凡そ三大別して記述する事とする。

一 家庭に於ける儀式

毎朝夕神拜。

神棚に献供。

第一章に於て述べた通り、家庭に於ける神道は其家の主を始めて家族一同に日拜を要求する。即ち朝夕の禮拜を神棚と祖靈舎に向つて行はしめる。是に於て毎朝夕禮拜の儀式がある譯であるが、それは至つて簡便なもので己に第一章に述べて置いた通りである。それでは年が年中毎日同じ事を繰返して居るか云ふと、全くそれ許りでない。祝祭日や氏神祭には家族が團欒して祝酒を酌む前に神棚に相當の酒肴を備へ奉る。或は家族の誕生日には内宴を張るに付けて先づ神棚に神酒神饌を上る。父祖の靈舎に對しても同じ事をする。殊に邸内の菓樹や菜園後圃から手作の收穫があつた時に其初穂を奉る事は主婦の最も大切な任務としてある。春は花、秋は紅葉の時

神様へ御備へが濟まれば食べる事はならぬ。

冠婚葬祭

折の賞玩を以てする許りではない。梅や桃や梨や杏柿栗杯自作の山野から或は邸内から得るに従つて之を備へる。備へて而うして愛兒等に頒つて頂かせる。儀式と言ふ程の儀式ではないが、神様へ御備へが濟まねば柿も密柑も勝手にちぎる事はならんと云ふのが神道の家庭の嚴戒である。従つて儀式と迄は言へないが、習慣か……簡略な儀式的に凡ての初穂を上るのである。

祖靈舎の方では臨時に年祭をする事がある。之は神棚に無い事である。支那から我國を通じて、元來人世の大禮が四つと定まつて居る。「冠婚葬祭」之である。冠は即ち元服であるが、今日は西洋風に散髪をするから、冠の禮は廢れて了つた。近頃成年式が宮中からはじめて行はれることになつた。之が先づ冠禮に當る。民間でも入營式を盛にするやうになり、或は入營はしなくても、中等學校卒業とか成年に達した

に就いて一人前の交際をするとか云うて、茲に一期を劃して簡單でも儀式を行ふならばそれが昔の冠禮に當る事であらう。婚禮は近頃神前結婚が大流行になつて、東京日比谷の大神宮が本家本元となり各神社各教會で多少の相違は儀式にあるけれども大同少異で盛にやつて居る。その向を張つたのか何か知らぬが佛前結婚式も行はれたが、果して民意に投じたものであらうか。葬儀は寺で佛葬が盛に行はれるに反して、神社では嚴禁であるが、結婚式は神社でもやつて構はぬ事になつて各神社の社頭で參詣人の少ない時刻を計つて舉行する風になつた。此神前結婚の流行しない前は嫁取り婿取りの當の引受の家で行うて其家の最上位の席に神を祭つて式を擧げ更に神棚を拜し祖靈舎にも告げたのである。

凶事ある

葬儀は神棚に對して行ふ事は嚴禁である。神は不淨を忌むと云つ

時は神棚に白紙を張る。

服喪中神社に參拜せず。

て、凡そ一家に死人があると其血族でない者が喪家に入つて最先に神棚に白紙を張る。それは服忌中は不淨であるから忌中の人に神棚の事を扱はしめない爲である。それ位であるから、神社に於て葬儀は大禁物である。此點が神社非宗教説の有力な根據である。佛教でも基督教でも寺院教會で葬儀を取扱つて居るが、神社では不淨と認めて其關與者すら入らしなめい。神職が忌中になると社頭に入させない。除服出仕の命令を受けても事務は執るが祭儀には參與しない。俗人でも忌中の者は鳥居内に入る事を遠慮する。已を得ない時は鳥居をくゞらないで、鳥居脇から神社の境内に進入する。それは神社に參詣するのでなく、已を得ぬ用事があつて境内に這入るのだとの意味である。かう言ふ次第であるから、家の神棚に對しても葬儀は嚴禁である。祖靈舎の前とても同様である。只祖靈舎に對しては服忌中の者でも

家族であれば禮拜も献供も許されて居る。それ丈祖靈舎は神棚よりも寛容である。さて死人が出来る、其病床を一應片付けて、枕直しをする。即ち北枕にするのである。そして枕頭に火を點じ、守刀を置き、時刻には供物をする。死者の周圍には屏風を引廻はす。火を點じ守刀を置くのは鳥獸や妖魔の窺ふ事を防ぐ爲だと言はれて居る。かくして納棺の時刻を待つ。親族故舊の告別が済めば納棺する。葬儀の日取が定まつて儀式執行の神職又は教師が來れば、先づ靈代を造つて死者の靈魂を之に遷す。靈代は儒教で神主とか木主とか云ひ、佛教で位牌と云ふのである。それから棺前祭と云うて死者に對し家族の告別、死者は家に對し留別の意味の式が行はれて、愈、墓所に向うことになる。それで死者の靈魂は靈代に憑つて家に残り、墓地に行つて石碑に憑る。家に留まるは和魂で墓地に行くのは荒魂だと言はれて居る。

靈魂の行衛。

葬儀は靈魂を天に送る式ではない。氣枯れたる肉體に對する人生最終の禮である(死生觀の條及び神官の條六人部説参照)

然らば幸魂奇魂は何うなるかと言ふと天つ神の御元に歸るのだと云はれて居る。石見の濱田の家中で本居翁の門人であつた齋藤彦磨と云ふ人が此説を委敷く書いて居る。其本ほんの中には熊本邊で首縊りの死人があつた時其足元の土を掘つて見たら菟藟玉の様な玉があつた。それが「荒魂である」と云ふ様な記述もしてある。我々はそこ迄も信ずる者ではないが「荒魂は土に歸り、和魂は家に留まつて子孫を愛護すると共に子孫の報賽を受け祀を受ける。幸魂奇魂は幽界に歸つて行く」と云ふ説は至極面白いと思ふ。其證據と云つては可笑いかも知れぬが、枕頭まくらかみに立つ幽靈は家に於ける亡靈で和魂であるから荒びないのが原則である。人殺のあつた家杯で住む人毎に祟るのは元より和魂ではない。あれは祭られぬ魂であるから大に荒びるのである。無縁の衆生と佛者の言ふのは大抵荒魂の荒びるのである。即ち墓地に於け

る荒魂が出て荒びるのである。天つ神の御元に歸つた幸魂奇魂は造化の天功に賛成し或は國土擁護と云ふ方に働くと考へられて居る。葬儀は以上の如き信念の下に行はれる。死後五十日が間は靈代は祖靈舎に合祀せられないで日々に特別の供饌を受け、十日二十日三十日五十日と四回の祭を享ける。此時は葬儀を扱つた神職教師の内の一人が必ず來て式を扱ふ事になつて居る。場合によつて三十日祭を二十日祭と一緒に済ませたり五十日祭を三十日祭と同日に繰越したりする事がある。之は死亡の日から五十日祭迄が三ヶ月に亙る場合三月越と云つて忌む爲である。さて、五十日祭が済むと靈代は茲に先祖の靈舎に移されて日々の供膳も特別にはせられなくなる。併し百日祭は又鄭重に行はれる。其次は一週年祭、其次は三年祭、五年祭、十年祭、二十年祭、又は二十五年祭、三十年祭、五十年祭、百年祭、百年祭以後は功

祖靈の年祭。

勞ある祖先の外は合祭にして済ませて、特別の祭儀は行はない。五十祭迄の間の祭儀は無論の事、其後の年祭にも親族故舊は列席する筈であるから、其折々に戸主は親族に案内をする筈である。

以上は冠婚葬祭の四大禮に就いて略説し終つた積りである。其他出産にも壽賀にも或は開業新築等にも入營にも遠き旅立にも神棚と祖靈舎に告げ且つ祈る爲に簡単な祭が行はれる。尤も出産には産穢があるから三十三日の宮詣の日迄は何事もせぬでも不都合ではない譯である。

右の外にまだ宅神祭と竈神祭と御日待とがある。宅神祭は内祓とも屋祓とも俗に言ふので、年に一二回或は四季に一回宛位行はれる。早く言へば家内安全息災延命の祈で家の神即ち屋船の神とて家屋建築守護の神様を祭り祓處の神様をも同時に祭るのである。竈神祭も

宅神祭。
竈神祭。
御日待。

大抵宅神祭と同時にに行はれる。第二章に述べた通りの意味で行はれるのである。御日待は古言御日祭の轉訛であつて日神祭とも唱へ來つて居るから日の神の恩惠を報謝する祭である事は明瞭である。之は神棚に對して行ふのではなくて特に日の神を遙拜するのが本意と思はれる。自分の愚見では神典の天岩戸隠りの傳説は、此御日祭の起源を語つたものと思ふ。月を待つとて、居待ち、立待ち、とか二十三夜待とか言ふも元は月祭であつたに相違ないが今は月待と云ふ祭事は民俗にはない様になつて了つた。それで御日待には近隣の人々も集合する所謂講[○]で行はれて居るのが多い。講と言へば稻荷講、御嶽講、宮地嶽講、天神講、杯譯山あつて各々當屋を定めて毎月或は毎季に祭をする。之も家庭に於ける儀式と言へば言はれる。

以上は中流以下の家庭に於ける儀式を略述したのである。上流の

月待。

講。

貴族の家
庭。

家庭に於ては更に又特別のことがある。自分は餘り多くは知らないけれども、貴族の家庭に於ては祖靈舎は母屋の或一部分に選定せられると云ふやうな簡略な事でなく、廣い邸内の最も幽邃閑雅な方面を選んで、祖靈舎[○]でなくて御靈社[○]が建てられる。社の大きさ其他の施設は可なりな村社や郷社でも及ばない。祭典は其時折につけて最も莊嚴に行はれる。舊臣が打揃うて參拜する。御代々の内でも中興の主と云ふやうな御方は別して厚く祭られる。さう云ふ方々の爲に盛んな御式年祭が行はれる。歳旦の祭、三月上巳の節句、五月の端午、九月の重阳杯にも種々古式が行はれる。二月の節分は言ふ迄もないことで、其他其家にとつて大切な御日柄には特別な御儀式が行はれる。御靈社が其通りであるから、邸内の鎮守に對する御儀式も亦格別で、之は御靈社のやうに頻繁ではないけれども、在郷の郷社村社のやうに一年一兩

度の御祭禮があつて邸内の職員雇員總出で一日の歡樂を貪るから中
中の騒にもある。禮式と作法で八釜敷く堅苦しい家職の人々が一日
の歡を盡くす日ともなるのである。

それから祖靈祭には家長が齋主で装束をつけて神職や教師と同じ
やうに祭儀をとる事に規定の出來てる家もある。中流の家にも其様
に嚴重に定めてあるものもある。此場合には神職や教師は儀式介助の
爲に招かれる筋合になる。即ち専門的の六ヶ敷い部分丈を介助する
のである。

二 神社に於ける儀式

神社に於ける儀式は内務省の制定に拘はる神宮祭祀令と神社祭祀
令とに依つて盡くされて居る。此二令は明治天皇御治世中に御發表

の運に至らなかつたので、今上天皇登極の初めに御發表になつたと漏
れ聞く所のもので、明治天皇の御一代は大體に於て西歐文明の吸収に
忙しく、且つ彼に神社制度の範とすべきものがないから、神社制度の不
備に伴うて神社の儀式取調べ等も自然緩漫であつたと思はれる。實
に右二令の御發布になる迄と云ふものは明治初年の神社祭式の外に
は格別纏つたものはなかつたと云うてよい位で、其神社祭式さへも半
紙六七枚に三號活字大の木版字で記載せられて居るから内容極めて
簡略で、右の二令に比べると頗る不備と云はなければならぬ。

此に儀式と云ふは祭典儀式の總稱である。(専門家には祭典と儀式
とは區別があるけれども學問の方からは一つにして儀式[◎]を以て總稱
する)。家庭に於ても祭と儀式と自ら區別がある道理であるけれども
家庭に於ける祭典儀式と云つて一般的に區別して制定してある譯で

もなく、且つ社會の階級や神道の教派によつて夫々差違もあるから、前節に於ては言はなかつたのであるが、神社のは國家の法令によつて其區別が定められて居るから此に言はなければならぬと思ふ。

大正三年一月二十六日勅令第十號官國幣社以下神社祭祀令には左の如く規定してある。

第一條 官國幣社以下神社ノ祭祀ハ大祭中祭及小祭トス

第二條 左ニ掲クル祭祀ハ之ヲ大祭トス

祈年祭

新嘗祭

例祭

遷座祭

臨時奉幣祭

前項ノ外別格官幣社靖國神社ニ於テハ合祀祭ハ之ヲ大祭トス

第三條 左ニ掲クル祭祀ハ之ヲ中祭トス

歳旦祭

元始祭

紀元節祭

天長節祭

神社ニ特別ノ由緒アル祭祀

第四條 大祭及中祭以外ノ祭祀ハ之ヲ小祭トス

第五條 新ニ小祭ヲ定ムトスルトキハ監督官廳ノ認可ヲ受クヘシ

第六條 (以下略之)

それから儀式の方は「同年三月廿七日内務省訓令第二號神宮茲官國

幣社以下神社ニ於テ行フ恒例式』に左の如く規定せられて居る。

神宮茲官國幣社以下神社ニ於テ恒例トシテ行フ式左ノ通り定メ大

正三年四月一日ヨリ施行ス

第一條 神宮ニ於テ恒例トシテ左ノ式ヲ行フ

春季皇靈祭遙拜

神武天皇祭遙拜

明治天皇祭遙拜

秋季皇靈祭遙拜

大 祓

第二條 官國幣社以下神社ニ於テ恒例トシテ左ノ式ヲ行フ

春季皇靈祭遙拜

神武天皇祭遙拜

明治天皇祭遙拜

秋季皇靈祭遙拜

神嘗祭遙拜

大 祓

之は訓令の全文である。前掲の官國幣社以下神社祭祀令に對して、神宮祭祀令がある。矢張り大中小に區別せられて居るが、神宮には神宮限り特別の祭がある。併し此章に記載せんとする儀式の點から見れば特に載せなければならぬ事はないから省いて置く。

右の様にして、祭祀と恒例式の外には、神社に於ける儀式はない事になつた。即ち如何に古式の多い神社でも右の祭祀令中祭の部の『神社ニ特別ノ由緒アル祭祀』と、小祭の部とで包括せられてゐる。此祭祀令發布前には大祭と公式の祭祀との二つに大別せられて居つた事もあ

り、又其以前には大祀、禮節、國祭の目に依つて式を立てた事もあつたやうな次第で、神社に於ける儀式が十分に整頓とは行かなかつたが、大正三年の右の勅令で始めて整然としたのである。

此勅令の大祭中祭小祭に應じてそれ〱式次第にも輕重があるの
で、それが同年三月廿七日内務省令第四號官國幣社以下神社祭式となつて現はれて居る。即ち大祭式では、祈年祭、新嘗祭、例祭は同一の祭式で、本殿遷座の式は同じ大祭でも別になつて居る。又同じ大祭でも臨時奉幣祭は臨時之を定むとある。中祭式には幣帛供進使や地方官の参向がない。小祭式には神殿の御扉を開かないと云ふやうな事が主なる差別である。

服装及行事作法。

それから、右の祭祀や恒例式にそれ〱服装の規定と座作進退の作法が定められて居る。併し之は全く形式の事であるから茲には省く

祝詞。

として、別に是非共舉げねばならぬものがある。それは此祭祀に用ゐる所の祝詞である。祝詞は祭祀の骨子である。

批評をするも異なるものであるが、右の内務省令第四號を以て發布せられた祝詞は誠によく出来て居る。簡古にして而も意を盡くして居る。大祭たる祈年祭の祝詞を舉げて見ると、(原文は萬葉假名であるが読み易くして平假字にした)

掛卷も畏き某神社の大前に宮司位勳爵氏名恐み恐みも白さく今年
の御年始め給はんとして天皇命の宇豆の大幣帛を捧げ奉らしめ給
ふが故に大前に齋まはり清まはりて獻奉る御食は和稻荒稻に仕へ
奉りて御酒は甕の上高知り甕の腹充て並べて大野の原に生ふる物
は甘菜辛菜青海原に住む物は鱧の廣物鱧の狭物奥つ藻葉邊つ藻葉
に至る迄に置き足らはして今日の生日の足日の朝日の豊祭登りに

稱辭たぐひごと竟奉らくを平けく安らけく聞食して天の下の國民が手たて腕ひぢに水泡搔垂り向股に泥搔き寄せて取作らん奥つ御年を始めて草の片葉に至るまで作りと作る物共を悪しき風荒き水に相あはせ給はず豊に牟久佐加に成し幸はへ給ひて新嘗の御祭厳しく美しく仕奉らしめ給へと恐みくも稱辭竟奉らくと白す

初見の人には難解の字句がある筈であるが、茲には其註釋を試みる餘白がない。又一讀して大意は分る筈であるから其必要もないかも知れぬ。

何の祭の祝詞でも大抵型に嵌まつたやうで、此の祝詞は其標本の一つである。就中注意を求めるのは末文に祈願の語句のある事である。凡そ祝詞と云ふ祝詞に祈願の意味の籠らぬのはない筈である(近頃故意に祈願を籠めないのはあるかも知れぬ)。之が基督教の人々の問題

祝詞に必ず祈願の語句がある。

惠方詣。

菅公の歌
神詠。

になる主なる點らしい。乍併已に思想の方面から記述して置いた通りに、神は我等を守護し給ひ、我等は神様に御頼みする。民俗にも正月の惠方詣りと云ふのがある。之は神様に限らず、不動尊、摩利支天、帝釋天、大師などの多神教的佛教の諸佛にも詣るので、元々神佛習合の結果と陰陽道の信仰とから來たのであらうけれども、神様にも祈るものとの信念が古くあつた事を傍證する一例で、神様に祈らぬ、祈つてはならぬと云ふやうな事は、後世儒教の影響を受けての事に相違ない。イヤ儒教の本色は祈るにあるから、儒教と云ふよりも寧ろ禪などの影響かも知れない。菅公の御歌として有名な

心だに誠の道に叶ひなば祈らずとも神や守らん
なども必ず南北朝時代以後誰かの思付きで、皇太神宮の御神詠とか、住吉大明神の御神詠などと同じく、天神様の御神詠として持てはやされ

たもので、神道の本義でない事無論である。

それで、神道の儀式としての標本たる神社の儀式に祈願の事のあるのは當然である。之があるからとて基督教の人々が彼是言ふのは我古道の本色を知らぬと云はなければならぬ。吾々は祈念祈禱を以て宗教的行爲でないとして強辯する程に大膽でもないが、宗教的行爲があつては神社(又ハ神道)非宗教の瑕瑾になるからと云つて祈念をしないと云ふやうな小心にも陥らない。祈念祈禱は神社又は神道の要素中最も宗教的なる事を承認する者である。而も之が儀式の主要部分をなす事をも承認するのである(之丈で直ちに神社は宗教であるとは言へない)。

一社限の古式。

次に祭典に對する儀式としては右の恒例式の外に一社限りの式がある。たとへば、武藏の永川神社の東遊、石清水八幡宮の弓始め(其他各

基督教徒の批難は偏狹に失する。

御神幸。

神社にも弓始がある。嚴島の管絃樂の古式、周防松崎天神の花御子社参式、長門住吉の布苅神事と云つたやうに何れの神社にも古式がある。之等の或ものは中祭又は小祭として取扱はれても居るだらうが、中には祭祀の中には這入らんで、單に式として存續して居るものもあらう。各神社に行はれる御田植神事杯も其類であらう。

又神社には一年少くとも一回乃至二回御神幸と云ふ事がある。之は地方によつて神輿の形、神幸の方法、順序、杯大に異つて居るけれども、神様が其常の宮殿を出でまして其守護區域即ち氏子區域を親しく戀はす事は皆一致する所である。何時の代、如何なる動機から此御神幸が始まつたのであるか。白河法皇時代に有名な日吉山王の神輿や春日の神木を山僧が擔ぎ出したのが眞の起源とは受取れない。然らば眞の起原、眞の意義は那邊にあるか。と云ふと何うも極明瞭には分ら

ぬ。神輿を造られた事が歴史に見えて居るのは桓武天皇の延暦四年及び十年に日吉山王様の爲に新調奉納あらせられたのが最も古いが、之は御神幸の爲か御遷宮の料か何れと判断すべきか疑はしい。又東大寺八幡宮遷宮神輿(三基)の事天平所見に任せ沙汰あるべし云々(以上古事類苑社祠下)ともあるから、神輿は元來遷宮の料に出来たのがはじめかとも思はれる。宮中賢所の奉遷に御羽車を御用ゐになる事も思ひ合はされる。又、天平所見とあるのが聖武天皇の年號であるとすれば東大寺創建につれて八幡宮の神輿が出来たとも考へられる。従つて御神幸も其頃已にあつたと考へられる。

それかあらぬか、御神幸の濫觴は聖武天皇の元年即ち神龜元年の宇佐八幡宮の御託宣にあると云ふ説がある。その御託宣と云ふのは養老四年に豊前守某が勅を奉じて日向大隅の隼人を討伐するに付けて

八幡宮に戦勝を祈つた爲に今度大神の御託宣があつて『隼人等多く殺したる報には年別に二度放生會を仕奉せん云々』と宣らせられたので、八月十四日に和間濱に御供をして頓宮(御旅所)に入らせられ、前後非常に佛法臭い式を以て盛な奏樂裡に放生會が行はれた。此の和間濱への御神幸がそも／＼のはじまりと云ふのである。如何にも一應さうかとも思はれるがよく／＼考へて見ると、何うも物足らぬ感じがする。第一、此放生會は佛事に屬する事で神社全體の御神幸の濫觴としては餘りに局限的で且つ佛法臭過ぎる。自分は御神幸の起源及び意義はそんな狭い事ではなくて、誰も首肯するやうなものと一般的で且つ純日本的でなければならぬと思ふ。まこと、八幡宮が我國の神社の凡でない以上、御神幸も八幡宮の放生會に倣うたのみは受取れない。只此の宇佐八幡宮の放生會の御神幸が歴史上初見である事丈は動かかな

いであらう。

然らば眞の起源及び眞の意義は何れにあるか。之を先輩に聞くに祭祀の始めには多くは社殿はなく神籬を建て、神靈を招き請じた。之を招くのに齋場に於てせずして小高い丘など適當な場所を選び其所に神籬を置き神靈の降憑を受けて後更に其神籬を齋場に徙して祭儀を執り行うたのである。大嘗祭の標山、祇園祭の山鉾、中央に松の木を建てるのは右の形式丈が今日迄残つたのである。と、之は如何にも耳を傾ける價值がある。神社の殿堂が宏壯になつてから、神靈は常に殿内に坐ますと考へられるから此の神迎への儀は不必要になつたけれども、神靈を一所から他所に遷し招じて祭ると云ふ我國固有の祭方があつたとすれば、神殿に坐ます神靈を更に清淨な齋場に御供をし、て之に神饌を上り樂を奏して神慮を慰め祭ると云ふのは自然の情で

標山が起
り。

御旅所は
齋場であ
る。

あらう。必しも宇佐の眞似ではあるまい。今年も行はれる鹿島の御神幸など、全く宇佐とは無關係であらうと思はれる。何となれば鹿島のは頗る武伐であつてとても放生會の慈悲的のとは同一視せられな。い。放生會は宗教的であるが、軍行列は殺伐である。軍神の御神幸は僧侶の利用する所とはならなかつたらうと思はれる。で、一般神社の御神幸は宇佐八幡宮のに倣うたのではなくて、降神の古風が稍、形式をかへて現今に及んだと考へるが至當であらう。京都の八阪神社の御旅所や、伏見の稻荷神社のを、雍州府志と云ふ書物には『齋場所なり』と書いてあると云ふ。之で見ると御旅所は神慮を慰め祭らんが爲のみの場所である。まこと、さうであらうと云ふものは、神社と御旅所との因縁とか由緒とか云ふことが格別見えて居らぬ。或神社では祭神御在世中の由緒地で神靈の往來享樂し給ふ地所とも見られるのがあるけ

れども、多くは格別の関係もない場所に御神幸があるのは即ち右の意味で、早く言へば神社以外に場所を求めて祭らんが爲めの御旅所である。此意味に於て齋場である。

御旅所に一夜御泊りは珍しくない。三日三夜或は七日と云ふのもある。驚くべく長いのは之も京都の上御霊社の御神幸で七月十八日から八月十八日迄一ヶ月間中御霊前町に御泊りになると云ふ。かうなると御旅所も耐久的建築を要するので、簡略な神殿と神輿の安置所とが設けられる。そうして御泊り間あひだ神霊は神殿に坐ますに拘はらず民衆は神輿に向つて賽銭を投じて拜禮をするやうな方角違ひの事も起つたのである。

東京附近其他所々に神輿を海河の中に舁ぎ込んで水にひたす風があるが、あれは京都の祇園杯で御神幸前に神輿を清める意味で御輿洗

と云ふ事がある其類であらうと思はれる。

御神幸を右のやうに考へて見ると御旅所を頓宮とんみやと稱する事が首肯される。

そうして御神幸は政府の定めた祭祀令から言ふと中祭の部の『特別の由緒ある祭祀』に含まれて居る。

三 教會所に於ける儀式

之は一言にして盡くせば神社に於ける儀式の模倣である。徹頭徹尾神社祭式の縮寫乃至折衷である。何となれば教會其物が神社に攀縁して生れたからである。而も法令は神社に紛らはしき行爲を教會所に禁じて居る。若し教會所を公開でもしようものなら其祭典の全部が法令違犯にもなるべき筈であるけれども、幸に信者限りでやつて

神社に於ける儀式の模倣。

居るから濟んだものである。

教會所の構造が又神社類似を禁ぜられて居る所から、祭典は自然に神社よりも手数を省き形式を略する事になる代り、教會所の方で神社より一層濃厚になつて來るのは祈念乃至祓禊である。即ち、神社では年二回の大祓の時の外、祭式から除かれたる大祓祠を教會所てば祭典毎に式毎に盛に繰返し高唱する。(但し天理教蓮門教等古神道に縁遠い部類では此唱へ言も別種のもを制定してあるかと思ふ。又禊教や大成教では三種祓と古來命名し來つたトホカミエミタメ、ハラヒタマへ、キヨメタマへを繰返し高唱する)。此祓祠を或は神言と名け(或は別に神言を制定して)之を高唱する事が神人一致の妙境に到る唯一の階梯で、神人一致の妙境に到つて始めて尊き神徳靈驗を得る事が出來ると云ふので、祈念祈禱の骨子をなして居るから、儀式の上にも重なる

祓詞を多くよむ。

三種祓。

部分を占めて居る。

右の次第で、家庭に於ける儀式は貴族富豪でなければ式場も狭し費用も辨じ切らぬから勢ひ簡略を旨とするし、教會所に於ける儀式は神社類似を禁ぜられて居るのと祈念祈禱を旨とする爲とで無意味の者は省かれる。獨り神社に於ては形式を主として神饌の獻備及び其撤下杯に非常の長時間を費やして怪まないのみならず、一社限りの古式と云ふものの中には、其意味全く不明のものすら行はれて居るものもある。

上代にあつては政は即ち祭で祭政一致であつた。明治の初年にも王政復古は祭政一致の復古となつて、神宮官國幣社の舊典の廢れたる

ものは悉く復活せられた。就中、伊勢及び宮中に於ける祈年祭、神嘗祭、新嘗祭は最も大切なもので其儀式は又甚だ丁重なるものである。其神宮以下各神社の祭儀は人も知る如く、非常に丁重で、特に祓式と神饌の傳供とが其大部分であつて、祓には長きものは數日を要すると云ふ程に清淨を努める。是は勿論神道思想の表現で、一方から言へば神道の清潔を尙ぶ思想と生々繁榮を好む要素とは祭儀に依つて助長せられたとも見るべきである。

祭儀の典故を説明する事は専門に涉つて長くなるから省く事として、茲に注意すべきは、從來、神社では其祭神に對する祭の外は餘り行はれないで、只、兒女の生れた時の宮詣り、壽賀の時の報賽杯があつた位であるが、明治維新以後神道式によつて葬儀を行ふ事と、尙最近ではあるが神前に結婚式を擧げる事の盛になつた事である。葬儀は神社で行

神前結婚
と神式葬
儀論。

ふ事は嚴禁する所で、人民の方でも之を希望する傾向のあらう事もないが、結婚は神前に誓ふと云ふ事は當を得て居るから、段々行はれるやうになつて來た。之だけは上代にも例のないことで、元服を神前でしたことは氏神の條にも言つた通りであるが、結婚式の事は見えない。而も參詣人の非常に多い社頭とする事は餘り晴々しい爲か、神社の設備にもよる事か、日比谷の大神宮や、各派の教會所などてやる向が段々見えて來た。(日蓮宗の寺でもやつて居る)。之は誠に現代の神社に對する一つの要求とでも言ふべきで、彼の偉人の記念と云ふ意味の神社ではそれ程にもないが、産土神として信仰せられる神社には少くとも結婚後必ず參詣する風が古くからあつた丈、其社頭で結婚式を擧げ得るならばとの希望をもつ人は少くあるまい。併しそれには神社の構造を少しく考へなければならぬ。社務所とする程ならば、宅とするも

同じ事。拜殿でするのは餘り晴がましいから之には躊躇する。之が果して如何に落着するかは今後の人心の傾向を察しなければ分らぬが、従來も結婚式には必ず自宅に神を祭つたのであるから、神道の儀式の一たる事は間違はない。

神葬と云ふ事は名さへも穩當でないと言ふ人もあるけれども、神式佛式と對稱し來つて居るから強いて拘はる必要もないかと思ふ。官國幣社以上の神職は葬儀を行ふ事を禁ぜられてから、此國家固有の儀式で人生の大禮を行ふ事も殆ど整頓せぬまゝに押し移つたのであるが、神職が葬儀を行ふ事を許されぬとすれば、此の人生の大禮を行ふ職を別に定めて欲しいものと思ふ。たとへば、今の禮式家乃至神道教師の中で其職に堪へるものを或形式の下に國家が指定すると云ふ事が必要であらうと思ふ。さうでない、國葬を始め或團體で葬儀を營む

と云ふ際に一私人に囑托しなければならぬと云ふ事が起る。たとへそれで死者に對する禮は缺けぬにしても今日分業の世の中に、誰れでも勝手に葬儀を執行つてもよいとは言ふもの、一寸飛入りで以て手落なく終焉の大禮を濟ますと云ふ事は甚だ六ヶ敷しい。それが爲には今の神道各派を其自由にのみ放任しないで、今少しく統一する必要があらうと思ふ。

第七章 結論

此小冊子の目的は現下の神道界乃至神社の事實の摘載紹介説明にあるので、敢て議論を好むのではない。従つて結論と唱へて議論文を以て一編の終結を告げようと企てた譯ではないが、外に適當の語を見出さぬので矢張り結論と名づけて置く所に幾分の意見があり議論のあるはまた已を得ない事實である。

神社と宗教との關係は如何。神社は宗教の機關又は造營物ではないと法令に明記せられて居る。又神道は宗教と認められて國法は之を宗教として取扱うて居る。而して吾人の見る所では神道は神社を

神社非宗教説の根據。

作り或は神社によつて神道が起つて居る。神社なくしては神道は存在せぬ。神道なくして神社はない。と云つては過言かも知れぬが、此密接な關係の二つのものを一つは宗教とし一つは非宗教と定めた明治政府の遣口に就いては必ずや深い理由があつての事ではなくてはならぬ。其理由は之迄餘り發表せられて居らぬ。神道家も神職も大抵其實を知らなかつた位であるから、基督教の牧師達にも分らぬのは無理はない。之を説明しさへすれば百疑氷解と言ふ事になるが、白地に之を書き立てるのは餘りに其當時の人々の心事を穿ち過ぎた事にも當り、且つは公表すべき性質のものでないかとも思はれるから此に記載する事丈は預つて置く。

さて、右の次第であるから、神社を宗教的營造物と認めぬ程ならば神

道も宗教と認めぬがよいかも知れぬ。宗教の定義の立て方、神道の教義の立て方、此二つの何れか、他と相容れぬやうに出来さへしたら神道は宗教に非すと揚言する事が出来る。さうすれば一番面倒が少ない。支那の儒教は勿論、道教でも宗教と認められては居らぬ。我國でも報徳教は大分宗教臭味があるけれども宗教と認められては居らぬ。儒教は天帝地后を祭つた。今でも孔子廟があつて釋典を行つて居る。道教には老子の廟がある。報徳教には二宮神社がある。而て之等には宗教哲學とも見られ得る哲學を持つて居るが現在は宗教として取扱はれては居らぬ。

神社を一つ一つ調べて見ると宗教的分子の濃厚なものも随分あるが、殆ど皆無なものも少くない。濃厚と云つても、其神社單獨では宗教をなさ

ぬし、皆無と云つても綜合し歸納すれば神道と云ふ大宗教(?)から割出された産物に外ならぬ。故に神社を宗教の機關と見るか否かは、神道を宗教と認めるか否かによつて定まる。神道に宗教的素質があるからとて、之を佛教や基督教や回々教と同様に取扱はねばならぬ事もない。神社に宗教的分子があれば又宗教的行爲をすれば基督教の人々は神社に禮拜をせぬと云ふ事は如何のものであらうか。假りに全然宗教と認められても、國家が人民をして之に禮拜を行ひ崇敬を捧げしむるのが至當であると認める場合には憲法第二十八條の本文によつて或る程度迄強ひる事が出来はせぬであらうか。之は少々極論であるから非常の場合の外は言はぬとして置いて、現在宗教とも認められず、特に神社の大部分は其祭神が國民の祖先であつて、而も單に祖先崇拜と云ふ様な原始的宗教の思想からではなくて、汎神教的ではある

けれども人の靈格を認めて祭るのであるから、之に敬禮を行ふのは當然でなくてはならぬ。祖先崇拜であるとか、宗教的行爲があるからとか言つて神社参拜を拒絶し非難するのも不都合であれば、之に遠慮して神社を儀式的場所と説いて、無神無靈魂説に陥つたり、宗教的分子を排除せんと企てたり、宗教的素質を否認せんとするのも沙汰の限りであらう。神社は宗教でないにしても、宗教的分子や素質は澤山にある。神社は宗教であるにしても、宗教と同一視すべからざる點が又澤山にある。何れにしても他教の神と言へば決して禮拜もしないと云ふ事は人道とか博愛とかを高唱する基督教徒に似合はぬ事で、他宗と雖も傑出せる人格に對し禮拜をするのは人の道人の禮である筈。吾々が釋迦や基督の人格を尊んで其祭壇に敬禮すると同様であらう。

神宮の事は
は神秘に
閉されて
分らぬ。

嘗て、伊勢神宮の式年御遷宮の盛儀を拜した時、多くの新聞記者諸氏が『神宮の事は神秘に閉されて容易に窺ひ知るべからず』とつぶやくのを聞いて、不審に堪へなかつたが、其後間もなく大逆事件が起つて、我等を戦慄せしめると同時に我國體の事、神社の事が我國民に十分理解せられて居ないと云ふ事を合點せしめた。爾來心を潜めて其由來する所を探求したけれども、金甌無缺の國體に空前絶後の遺憾事を惹起した事は何うしても我國體擁護の上の油斷に歸する外嫁すべき所を知らない。其油斷と云ふは社會の耳目を以て居る新聞記者さへも神宮の眞面目を了解して居ない迄に斯の道の講明が忘れられて居る事である。かく言はゞ罪を斯道の人に歸する事餘りに酷なやうであるけれども、事實だから致方がない。神道家は近年全く口を緘して言はず筆を焚いて書かず。神職は各自奉仕する神社に關してすら無神論臭

を帯びた學者又は信仰心の皆無な文筆の士又は目前の問題にのみ没頭する官憲杯の意見に左右せられるやうだから、畏けれども皇大神宮をも人を祭つてあるのか天地大主宰の神格を祭つてあるのかの第一義をも闡明する事なく口にも筆にも皇祖と丈は申上げるけれども其偉大な神格に就いては成るべく言及しない様にするからして、折角三千年來傳承のまに、大人格としての皇祖、大英雄、女傑、神聖女帝と云ふ以上に更に大なる神格ある事を信ぜんとする人々さへも、或は科學の信條に遮られ、或は宗教學者や歴史家の言説に左右せられて古來の信仰を破壊せられ、虚隙は爰に生じて天日嗣の高御座をも蔑如し奉る不逞の徒をも出したのである。是れ畢竟皇祖皇宗皆人なりと解釋せんとする近來の風潮が伴ひ來つた産物に外ならぬのである。

過去よりも未來よりも現在に重きを置く政治家は、一應の探索以外

神を態々
人とし祖
先と説く
惡風潮。

に深くは其原因を極めやうともしないやうであるけれども而も此妖氛をば如何にして一掃せんかと苦心した揚句、遂に敬神思想の鼓吹を叫ぶやうになつた。政治家の口から此敬神思想を鼓吹するに至つた事を考へると何うしても神道家乃至神官神職の油斷と云ふ事は蔽はれないと思ふ。

神社の性質を尋究する事もなく、従つて神社の不備の點を整頓する事もなく、教會の刷新を計る事もなくして敬神を教へむとするは其途を失つて居る。

神社の研究と之に伴ふ神社乃至神社制度の改善は目下の最大急務である。明治五十年の文運は世態萬端殆ど改善し盡されたにも拘はらず、神社のみは、大部分は一千年前の古制の而も形骸のみを支へ、残る部分は明治初年著手せられた儘で改善の功を全くせずして放棄せら

れたから(明治十五年頃から)佛か神か殆ど分明ならぬながらに下層社會の信仰を繋いで居る稻荷や金比羅があつて、少しく進歩した宗教心のある人士は頗る怪訝の眼を以て之に對する有様である。是れ實に斯道關係の官民が等閑に附した結果である。此儘に放任したならば神社崇敬の念は中流以上には跡を絶つて、極めて程度の低い信仰が下層社會に殘留するであらう。是れ決して喜ぶべき現象ではない。いざや我黨の士は奮勵一番、改善、進歩、發展に向はなければならぬ。

イ 神學を發揮せよ

敬神とか崇祖とかを提唱する前に先づ我國の神學を發揮しなければならぬ。神道の哲學を發揮しなければならぬ。

神道に神學なしとはよく宗教學者が神道に對して下す評語であるけれども、之も觀方によると思ふ。我國有史以前に於て、最も進歩せる

天然崇拜の形式を神道が持つて居つた事は彼等宗教學者と雖も否む能はざる事實である。況んや、足利時代に卜部兼俱一條禪閣。徳川時代に吉川惟足山崎闇齋渡會延佳等の俗神道や儒教神道を経て、遂に復古神道が起つて神學も愈々成立したと言つてよからう。

只其神學たるや基督教のその如くでない爲に、『神道に神學なし』との漫評の下に曖昧模糊の裡に葬られて居るのであつて今日之を發揮する事は最も急要事である。

急要の中にも急要なのは神社の祭神闡明である。所謂神典[◎]に就いて觀れば齊しく神と尊稱する中にも神人[◎]があり人神[◎]がある。即ち『神の人格化』と『人の神格化』がある。又佛の神化があり神の佛臭を以て蔽はれたのがある。或は禽獸を祀るか疑はれ、或は單に偉人記念の建

築物とのみ知られて其祭神が一向に神格を具有して居らぬのがあつて、雜然として混淆して居る。是れ第一に闡明にし正祠としなければならぬ。

ロ 宗教神と祖先神とを分離せよ

一面に於ては宗教神道の本尊であり、他面には氏の祖先であり嘗ては人であつたと云ふ事は、一寸受取り難い筋合の事柄でなければならぬ。之を人間に就いて言へば、二重の人格に當る譯であらう。即ち神として、二重の神格を備へ玉ふかと疑はれる。斯様な疑を挟む餘地の存すると云ふのは、何うしても、神典の講明が足らないで神學が發揮せられて居ない爲と言はなければならぬ。

神明の恩頼と多年の尋思とに依つて自分が知り得た所を告白すれ

ば、天照大御神以上の諸神は宗教の神であつて忍穗耳尊以後の諸神は皆是れ祖先神である。即ち天照大御神迄は造化の神であつて、忍穗耳尊以下は被造化神或は人神或は顯人神である。(かく言ふ吾々も之に屬しなければならぬ)。尤も、被造化の神の中にも佛教の附會によつて多神教的宗教神となつたものもある。たとへば、七福神の中に數へられた事代主神や、嚴島明神や、八幡大菩薩としての應神天皇、天滿天神としての菅公の如きは其好例である。

天御中主神から始めて三貴子の天照大御神に至る迄の神名神徳は已に本文に於て述べた所である。其殆ど凡ての神々は三神一神、一神にして三神として、説明が出来る。

更に微かく言へば、天照大御神は天御中主神の顯身^{うつしみ}で、月讀命は神皇產靈神の顯身、素神は高皇產靈神の顯身と云ふ事が出来よう。かくて

我天照大御神は造化の神の代表で宇宙の大主宰神である。(三種神器や蠶種を授け給ふといふ如きは畢竟萬物の親神たる事を説明する傳説で、三種の神器の造主たる神々が造化神の列に入る程の大なる御名のない事や天窟戸の儀式は後世の日神祭即ち御日待の風俗に酷似して居る事を思ひ合せると、天照大御神と三種の神器との關係も了解せられる筈である。)

天照大御神の神勅は萬世不朽に傳へられる事毫も疑ひはない。それを近世の學者の一派杯が考へる様に天照大御神を只一個の女帝女英雄として了へば従つて神勅の價值も軽くなる譯である。(言ふ勿れ、如何にして造化大主宰の神から神勅を聞くことが出来るかと、神聖出現の世を離れる事遠くても尙神勅を受けた例は倭姬命神功皇后崇神天皇顯宗天皇和氣清麿杯がある。降つては中世にも其例はある。否

近頃にもある)。神勅を尤らしくせんとして小智を弄し却つて國體を小にするは吾々の最も嫌惡する所である。秦の始皇が萬世に傳ふるの大豫言も天神の明命のない悲しさには僅に三代で亡んだ事を思ひ合はさなければならぬ。

また先哲の餘り言はない事で、大國主神が黄泉國の女婿であつて従つて幽界の神即ち夜の神月神たる事も闡明にしなければならぬ。即ち此葦原の中つ國を領有し給うたのを皇孫に御譲りになつたのは、晝夜交代の自然現象を神話化した大なる傳説である。勿論英雄としての大國主神も見られるけれども、國土經營の御事業と云ひ、各地に美人を得給へる説話の如きは寧ろ神の英雄化即ち人格化であつて、英雄の神格化ではあるまいと思ふ。と云ふのは其正妃須勢理媛命や其他の婦人と唱和の歌と云ふのが著しく後世の調を帯びて居る事から考へ

大國主神の事も闡明にしなければならぬ。

ても分るし、又大國主とか大名持と云ふ大きい意味の神格に對して少彥名と云ふやうな小さな神格を配合した所抔はどうしても神話傳説の上から種々に著色せられ語部が技巧を加へたと見るのが至當であらう。

大國主神もやはり肉體のあつた神と云ふよりは、本來幽界の神に相違あるまい。天孫三代の間に大國主神は素神から六代を経て居ると云ふ説のあるのも晝の光明悠々と夜の闇黒躍踏とを語るものではあるまいか。

天照大御神以前の神々を史實的に説明する立説もあつて其面影も想像せられぬでもないけれども、我古傳説の本色は半神話半史實の裏に活潑な古代の信仰を包んで、現世的な神道の大教義を教へて居ると

觀する所に非常な尊さと興味とがある。

天忍穗耳尊以後の諸神の中でも、宗教的の神となられたのがあつた。八幡宮、天滿宮、辨財天、祇園社、稻荷神社、春日神社等の如く佛教に依つて世に出られたと言はうか大に流行せられたと言はうか、此等の神社は祖先神でありながら、宗教の本尊佛のやうになつて了はれた。従つて此等の神々に對する我國民の觀念は「御先祖様」でもなく「英雄偉人」でもなく、威徳のある神、靈驗ある神である。天滿宮に酒造の成功を祈るのが迷信であるならば、大山咋神の松尾神社を酒の神と祭るのも迷信と言はなければならぬが、秦酒公の氏神と祭つて以來千年以上になるので、松尾様の所謂は知る人が少いけれども、天滿宮に酒造を祈るのは少々御門達のやうに聞える。けれども天滿宮に此種の信仰を捧げ祈念

天孫以後
にも宗教
神あり。

を凝らす人も少くあるまい。そこで祖先神の中でも此種の宗教的信仰を受けられる神々は宗教の神として考へられるのが至當であると思ふ。もし之を何處迄も祖先神として衝き立て、行かうとするならば、官憲と神職と共に大に努力して神徳の發揚に勉めなければならぬ。今の儘では舊時代に佛教の築き上げた宗教心に依頼して其惰力で神職は其職務を執つて居ると云ふ奇觀を呈して居る。

それで、此等宗教神とまで向上したる祖先神はやはり宗教神として之に關聯する教會講社杯を整理させて徐ろに自然の盛衰を観るべきであらう。人智の開發につれて果して此等の教會講社の存在生命があるか否かを觀ねば何れとも判斷は出來まい。(成田の不動、長谷の觀音、一畑の薬師杯が尙盛に信仰せられる所を見ると、此等の神々は尙優に一教一派の本山として存立する餘地があらうと思はれる。

單に英雄偉人或は祖先神を祭つた神社即ち宗教的信仰を以て祭られたのでない神社は壹千年以前には殆んど其例がないと言つてよからう。物部氏の物部神社、齋部氏の安房神社、小野氏の小野神社、佐々木氏の沙々貴神社など宗教的信仰の最も薄いものと今日からは見られるけれども創立當時は相當に熾烈な宗教心を伴うて居つたに相違ない(それが此等氏族の衰微につれて今では殆ど宗教的信仰も失ひ神社の數も少くなつたのであらう)。

之に反して新しい所には澤山ある。先づ徳川家康の東照宮、豊太閤の豊國大明神、源頼義義家の壺井權現、多田權現杯は大に祭神の神格化を希望し宗教神化を心中に祈りつゝ、其子孫から祀られたのであらうけれども、全然失敗に終つて單に英雄偉人の記念の神社として残つた。

殊に多田神社や壺井神社は其存在すら知られて居らぬ。

明治維新後は英雄偉人の社が澤山出来た。凡ての別格官幣社は即ち之である。之こそは眞に國家の宗祀で、一氏族の氏神でもなく、又單に一地域の産土神でもない。^{ウエストミンスター}西大院の記念像にも比すべく、ワシントンやリンカアンの墓にも儔ふべきである。之等こそは教會の附屬もなく講社の組織も成立して居らぬ。只其神社の創立或は營繕の爲に何々會又は何々講社と云ふのが出来るけれども勿論宗教的の團體でない。只二宮神社の報徳社が方針の執り方によつては宗教化するかも知れないが、先づ當分其心配はなさうである。其他の別格官幣社乃至乃木神社、松陰神社、兒玉神社、或は養蠶製紙の祖神の社に宗教的團體が起らうとは思はれぬ。何となれば其祭神が本當に神格化して居ないからである。東照宮杯は之を宗教神に化するのに随分骨折つた

跡が見えるけれども、家康と云ふ人格がとても宗教神となるべき資格がない爲に何時迄も英雄偉人として残るのである。だから之等の神社は凡て祖先神の社として取扱はれなければならぬ。

即ち同じく神社と言つても、右の如く宗教的の神社と單に英雄偉人又は祖先の神社とがある。宗教的信仰を繋いで居る神社は神道のあらん限り日本國のあらん限り不滅であるが、單に英雄偉人の社又は一氏族の祖先の社は其功業が忘れられるか或は其子孫が衰微すると共に衰亡に歸するかも知れぬ。事實又それが多い。

それで自分は、在來の神社をば右の二大別によつて區分して、宗教的素質を有する神社には宗教的行動を自由に執らせて教會なり講社な

二大別
行の必要

りを組織させて自然の發達に任せ、其を好まぬか或は其資格のない神社にはサツパリと宗教類似の行動をやめさせて、神符神札の類も出さぬ、種々の祈念祈禱も受付けぬやうにしたらよからうと思ふ。

現在では教會に神社類似の行動を禁じてあるけれども、さうなつたら各教派は其々關係の神社に附屬して各教會は最寄々の其神社と聯絡をとる事が出来るから多くの神社類似の儀式杯は悉く神社の方でやれる事になる。たとへば黒住教の教會所が大神宮及び宗忠神社に密接する様な形になる(金光教と天理教とは多分新に神社を作らねばなるまい。就中天理教は全然神道外に置いて一個の天理教として存在せしめるのが至當かと思ふ。小さいながらも蓮門教杯も果して成立するものならば同じく一派の宗教として存在せしめ、神道の名目に加はらしめぬのが至當であらう)。

申すも恐多いけれども、宮中の賢所皇靈殿神殿は祖先神であるけれども、伊勢の大神宮は單に御祖先と云ふ許りでなく大なる宗教神で神道全體の根源である。此事は崇神天皇の御代から現はれて居る。又牧岡神社や大鳥神社や多武峯神社は祖先神であるけれども春日神社は宗教神である。石清水や宇佐を始め、諸國の八幡宮は宗教神であつて、河内の應神天皇陵の側にある八幡宮は祖先神である。宗像神社は祖先神であるが、同じ祭神でも嚴島神社は宗教神である。と斯様に見るのである。而して稻荷や琴平の如き祖先神としては殆ど認められないのこそかくして其眞價を知る事が出来る。

現在の制度では政府は神社と名のつくものは何どれも是も微細の點迄に保護を加へて居るから、當然亡んでよい筈の神社も亡びず、大に起らなければならぬのも法令に拘束せられ且つは宗教非宗教の間に彷徨

現制は保護に過ぎ
亡びるべきものも
亡びず。

して一向に展びる事が出来ない。自分は神社を以て必ず宗教の中に入れてなければならぬとは言はないけれども、神道が宗教である以上は神社も宗教的の神社丈は宗教神道のものとして明白にすべきであると思ふ(神道は宗教でない)と定まる時が來たら其時にこそ神社全體が非宗教的營造物となる譯である)。要するに現在の制度は餘りに神社を保護し過ぎて遂に精神的に迄拘束を與へて居ると思ふ。

ハ 社格社號及び氏子區域の改革

神社をして飽迄神祕の裏にあらしめ、不可解の古跡として存在せしめ、只鐵道遊覽案内の材料となれば足ると考へるならば、我又何をか言はんやである。苟も國民道德の樞軸たらしめ、兒童走卒にも敬虔の念慮を起さしめよとならば、大に平民的に現代的に普遍的にしなければならぬ。

官幣國幣の區別とても容易な事では其本意は分らぬ。神職自身も知らない人が多かつた。氏子と産子の差別も『抑々氏神とは氏の祖先で……』と云ふ邊から説き出さねば説明にならぬ。古い事を以て無上の尊貴とする一部神職は之を以て尊嚴を保つ所以と心得るか知らぬけれども、實は無意味の古色は決して眞の骨董をなさぬ。如何に古くても其性質や意味が明瞭であれば其生命があるのであるから人は之を尊重するけれども、性質の不明なや、意味の消滅したのは骨董としても其價值が薄からうと思ふ。況んや、既に骨董として扱はれるに至つては一般的普遍的國民的、平民的と云ふ點が殆ど消滅して居るだらうと思ふ。神社は其古色の蒼然たる所に尊さがあるけれども其意味は骨董的であつてはならぬ。其社殿の構造が簡古單純で清明であるが如く、其祭神も明瞭で、祭祀の意味も直截簡明でなければならぬ。

そこで官幣國幣とか府縣鄉村社とか氏子とか、又容易に聞き分け難い社號杯は改革をして欲しいと云ふのである(前節の宗教的神社でも其由緒縁起等に因つて社格や奉幣のある事は従前通りである)。

先づ官幣國幣の區別の無意味である事は、神社の章の社格の條に於て鈴鹿連胤の説を引いて詳述して置いた。吾々は神社叢録を著した此篤學者に對しても社格の改正を一考する義務があると思ふ。

國廳[◎]の廢れたる今日國幣[◎]の無意味であるは勿論、國幣其物がそもそも間違の略式であつたとすれば、左様な不祥な名稱を保存する必要はない。況んや其意味を變更して、諸國(六十六箇國)の國の意味であつたのを明治以後の用語の國家[◎]の國の意味に説かうとする杯は吾々は頗る不快に堪へない。さうして迄も國幣の文字を固執する氣になれない。

い。元來明治御一新の御政治は建武中興よりも以前、大化改新よりもまだ以前、直ちに神武天皇建國の時代に復へるにあつたと云ふに、何故か神社の制度ばかりは遙に後世の延喜の制に泥んで官幣の大とか中とか小とかの區別を立て、おまけに國幣の大中小など延喜式にもないものを立てた杯は神道家一代の不覺であつたと言はねばならぬ。

政治の方面にすら、直ちに神代に復ると高唱(多少は政略方便であつたとしても)した人さへあつたのだから、宗教的には勿論神代再現でなければならなかつた。黒住教祖が『神代今日、今日神代』と舌の爛れるまで説き去り説き來つたにも係らず、其聲は僅かに京都の一角を動かした許りで、遂に一般神社制度迄に影響を與へなかつたのは教祖の徳の足らぬのか、門弟子の力が及ばなかつたのか。何^{なに}しても、神社制度のみは大寶令の制よりも遙に劣つた延喜の略儀に則つた事は千載の恨事

である。之許りは是非神代の昔に復さねばならぬ。

そんなら社格をどう改めるか。

伊勢は無論特別。熱田、日前國懸、廣田も神宮として伊勢の別宮たる事を明かにし、特別の取扱にしなければならぬ。斯様の神社にこそ別格の名を附するのが順當である。今の別格官幣の名は廢するのが當然である。

其他の神社の現に官幣國幣の稱のあるものは悉く官幣とし、中にも重きものは御親祭或は勅祭の稱を附して皇室並に國家の崇敬の厚い事を表明せられたい。而て、大中小の名はどう考へても穩でないから、全廢して欲しい。幣帛の大中小であるならば、親祭、勅祭、及び官祭又は國祭と云ふやうに改められたい。爰に國祭と云ふのは從來の國幣

親祭、勅祭、官祭又國祭の三つに分つべし。

民社。

幣の意味ではなく官祭と稱へる代りの國祭である。天皇又は皇族を祀る神社の大部分は御親祭であらう。皇族の中の小部分及び功臣の大部分は勅祭以上でなければならぬ。其他は凡て官祭で、親祭には御親臨又は祭主若くは御代拜を御命じになり、勅祭には勅使を御立てになり、官祭には便宜に従つて地方の長官や郡市長町村長をして祭らしめられる。町村長が祭る神社を官祭とするのが變であるならば町村社と稱へてもよろしい。近頃官社に對して民社の稱號が出来かけて居るやうであるけれども之は餘り目出度くない熟語である。民社と云ふ語には一種不快な意味があり又其神社本來の緣起由緒から考へて甚だ當らぬと思ふ。何となれば凡て官祭の歴史を持つて居るからである。

郷社は郡から幣使を立てる扱は窮したるの甚しいもので、郷社と云

ふものが抑も間違つた名である丈に、今日は郷社の名稱は全く歴史記
録の上に存して活生命を持つて居らぬ。郷社の大部分は町村社に改
め一部分は官社に入れたらばよからう。

府社縣社と云ふのも多くは無意味であるから、官社と改めたらよか
らう。府社縣社と云ふと府縣經營の神社と聞える。

親祭の神社の長官は親任、勅祭の神社の長官は勅任又は奏任、官祭の
は奏任又は判任となる事勿論である。

神社の稱號は宗教神と祖先神とに依つて區別を立てる必要が第一
にある。其點から言ふと、明治以前は吉田家が容易に神社號を許さな
いで、大抵の祖先神には靈社號を稱へさせた。今日に於て、神社號のも
のを靈社號に復する事は難いとすれば、祖先神の社をば凡て神社と稱

靈社

豊川稻荷
高松稻荷
杯が佛敎
に屬して
居るのも
改めなけ
ればなら
ぬ。

へる事にして、宗教神のをば何々社と唱へ其中で一教派の主神の社と
仰かれるを大社とする。例へば出雲大社、多賀大社、稻荷大社、嚴島大社
淺間大社、春日大社、北野大社、又八幡大社とし、中に特別の由緒のあるの
には宮號を許し八幡宮とか天満宮とか唱へる事を許すがよろしい。
或は大社と言はないで大明神號を復活するのも面白からう。明神は
元、名神から出て、地方鎮護の神で意のあるけれども、大明神と云ふに至
つては大威徳神の意味になつて居るから宗教神道の一教派の主神の
社の稱號には最もふさはしからう。さうなれば、稻荷大明神は伏見丈
で、諸國にあるのは稻荷社とのみ稱へる。正一位の號も無論やめる。
宮島の丈が嚴島大明神で諸國のは只嚴島の社となる。

大神や大和は祖先神ならば神社號元の儘でよし。宗教神ならば單
に社と稱へる。其決定は學者の評議にまつ。廣瀬、龍田、丹生川上、貴船

生國魂、水川、札幌、臺灣、八阪、生島、足島、湯殿山、白山、比咩、杯はどうしても純然たる祖先神とは見えぬから、之等凡て單に何々の社と唱へて宗教神である事を明かにする。今の官社の中には大國主神の別號たる大己貴命を祭つたのが非常に多いが、之等は當然何々社と稱へ且つ出雲の別宮とか若宮とかの稱を冠して直ちに大己貴命たる事を瞭然たらしめる(其神官は自然大社教とか出雲講社とかの人でなければならぬ)。

それから、從來神宮と唱へられたのを今更單に宮に直すのは格が下がつた様にも感ぜられるから、從來吉野宮、水無瀬宮、白峯宮、赤間宮、鎌倉宮、杯天皇又は皇族を祭つた神社をば一齊に神宮に直して、其宗教神でない事を明かにし、石上神宮はどちらかと云ふと宗教神のやうであるけれども、最も古い社の事で今日は殆ど其宗教的分子も失せて居るから例外として依然神宮と唱へ、鹿島香取も皇族竝として神宮を其儘に

すると云ふやうにしたらよからう。

かうなれば、伊勢内宮は皇大神宮、外宮及び熱田、日前國懸、廣田は大神宮と唱へなければならぬ。

氏子。

氏子と云ふ稱へ方も無意味なるものの一つである。今日では眞の氏子によつて立つ神社は殆どない。近江の沙々貴神社が果して佐々木源氏によつてのみ維持せられるならばそれこそ眞の氏子を有するのであるが恐らく佐々木源氏のみではあるまい。或舊藩主の社が舊臣のみによつて維持せられるならば此方が却つて現代に於ける氏子らしい氏子であらう。處がさう言ふ神社のある土地に限つて舊藩以前の氏神があり、産土神があつて、其土地の住民は其方の氏子であるから、舊藩主の社の氏子は舊領域内に散在して居る舊臣を指さねばなら

ぬ事になり、神社所在地の自治區域を以て氏子區域と定めて見た所で、平民の大部分や近頃入込んで来た住民は藩主の社に對しては氏子の觀念を構成しないのが多いから、別に氏神のあるのを口實にして、新に舊藩主の社の氏子となる事を肯ぜない有様である。かうして、遂に氏子の實質は消滅して居るのである。殊に一町村の内に官社が數社あり府縣社も數社、鄉村社は尙更多くある様の所では附屬の氏子は皆無のが數社必ずあらねばならぬ譯になる。舊大名の城下には此類が多からうと思ふ。それは舊藩主の信仰によつて維持し來つて無氏子の儘明治時代に徙つたからである。

が、歴史的の意味を尊んで、氏神氏子の名稱は其儘に置いたがよからう。そうして之を説明するに『昔は氏族の守護神であつたが、今は家の守護神である。同一守護神によつて結合する住民の區劃を氏子區

域と云ふ。』とかう説明したらよからう。正しくは産土神産子の語があるけれども頗る稱へ悪く、て、氏神氏子の簡明に及ばない。さて氏子區域の改變は成るべくせぬがよいけれども、自治區域と交錯して居るのは自治區域の方に従うて改めた方が大體よいやうであるし、其區域内に移住轉宅して來た者は必ず其氏神に所屬する事も明確に定めたい。其爲には神社の祭神改めの問題も起つて來る。

二 祭神の祭替

此一段は頗る大膽な言論であるから讀者も其積りで、非禮暴慢の謗をば暫く寛假して頂き度い。

英雄偉人や祖先の社で、所謂祖先神たる事の明かな神社では大抵氏子區域も定まらず、従つて氏子鎮護の意味も軽いから、別に問題も起らないが、在來の氏子持の社では、單に祖先では勿論通用しない事が多く、

氏子は眞先に其御神徳を考へる事になる。そこで、神職は神徳發揚に勉めなければならぬ場合に差し迫まつて来る。今日迄は格別の事もなくて濟んだが、今後人智が益々向上して行つて、氏子が祭祀の意味を考へるやうになつて來ると事は随分面倒になるだらう。其處で氏子の中から『あの神様は何うの此の神様はかうの』と言はない先に、神官の方かく率先して氏子を心服させるやうに仕向けなければならぬ。それには、宗教神であつても神徳の薄弱である神社では主神を天照大御神に祭り替へて在來の主神を相殿に改めるがよい。まして、神名丈分つて居つて神徳の不明な神社は速やかに斯くしなければならぬ。又氏子持の祖先神の社があつたら、之も是非主祭神を改めて天照大御神にして置かないと行き詰る場合が起らうと思はれる。たとへば吉良義央の神社と云つた様な神社を氏神とする土地などにあらうかと

思ふ。行き詰まる事はないにしても、民心統一の功を擧げる事が薄弱であらうと思はれる。

又天照大御神を主神に祭つてはあるが、第一主神に直してなかつたり、單に相殿にして置いたり、甚しいのは境内社に祀つて一向平氣である神社がある。それは無論天照大御神を後から祀つたので、かう言ふ本末顛倒の事になつたであらうが、其動機の如何に係らず、天照大御神を第一主神に直さぬと云ふ事は不都合であると思ふ。大體に於て現今の神社の祭神は雜然として其真相を知るに苦む事は已に神社の章に述べた通りであるから、敬神崇祖の實を擧げんと欲するならば、先づ祭神を明瞭にして人心の歸向を容易ならしめねばならぬ。殊に府縣社以下の神社で天照大御神以外の主神の神社は大抵現今の官國幣社の分社であつて其土地と主神との關係は薄弱なのが随分多い。其に

も拘はらず、其主神を其氏子の祖先であるとか國家に功業のあつた神であるとか説いて見た所で、氏子に十分の了解を與へる事は六ヶ敷い。それは其筈で、元來それ等の神様を勸請した時には一村擧つて漁家であつたから蛭子様を祭つたが、今日は鐵道の便が出来て海水浴場になつたから、蛭子様は何うで祭るか分らなくなつたとか、或は徳川時代かそれ以前に其地方全體の職業神として祭り來つた、たとへば貿易港であつたから住吉様を祭つたが、今では船は一隻も出入しないと云ふやうな土地では、どうしても主祭神を改める必要が起つて來るだらう。それには神徳の最も浩大普遍なる神様に改めて置けば將來全く世話なしである。

多くの神社の祭神は氏子に依つて了解せられないのが極めて多い。

氏子の了解して居ない祭神が多い。

何が故に祭るか、何が故に祭られなければならぬかを十分に知らしめないで、敬神をすゝめんとしてもそれは到底不可能であらう。必ず先づ祭神を明かにし説明の出來ない神社は其祭神を改めて、神社の意義を明瞭にする事が目下の急務である。

徳川時代迄は小氏族の祖先又は信仰神を其氏族の領内の民に強いて祭らせ得たけれども、今日は其儘の神社では氏子が本當に敬虔の念慮を起さない。今日は大和民族と云ふ大氏族の外に氏族の區劃がないのであるから、二三氏の祖先とか、二三氏の信仰神、又は或一二方面の功業神を以て一區域の精神界の中心とか信仰の標的に擬せんとしてもとても實功は擧らない。必らずや國民全體のひとしく仰いで標的とする大神格でなければならぬ。

近頃植民地で移住民衷心の渴仰によつて祭る神社が皆大神宮であ

る事を考へ合せなければならぬ。

ホ 神徳發揚に勉めよ

祭神の改變は徐々に行ふべきものとして、現在の神社は均しく國家の宗祀と云ふ中にも、其特徴によつて大體四種に分類する事が出来る。即ち

- 一 皇室竝に國家の守護神
- 二 氏族又は地方の守護神
- 三 或る職業の守護神
- 四 一般的靈徳の神

然るに之を一概に祖先崇拜で律したり、國家の宗祀で済ましたりしては神社の本質を明かにしない事になるから、國民は眞に神社を了解する事が出来ない。二三四の方面に著しくなつた神社でも一の意味

は皆具有して居るけれども特に此方面に特徴のある事をよく説き分けて其神徳を仰ぐ事によつて、現代の社會に如何なる効果を齎らすべきかを十分に諒解せしめねばならぬ。其爲には神官自ら講演に文筆に勞しなければならぬ。其爲には神職の養成が益々必要となつて來る。

神職の養成。

神職の養成は國家の事業とすべき事勿論で、猶陸海軍の専門學校の如く、中等教育から始めて大學程度迄別に設ける必要がある。即ち、全國に五六校の中等學校を設けて下級神職を養成し中央に高等専門の學校を設けて大學程度迄の教育を施さねばならぬ。今日の如く各縣に姑息の講習會をやつて居るやうな事では駄目である。

へ 教會組織の革新

神社制度の改革に連れて、教會組織も大に改めなければならぬ。神道各教は神社と離れて其生命のない事は已に述べた所である。神道の各教派は一として其主神又は主神の中に天照大御神を祭らぬものはない。又一として、神社と無關係であり得るものはない。試みに扶桑教實行教から富士淺間神社を拜する事を禁じ、黒住教に伊勢參宮を禁じ、大社教に出雲大社を説く事を差止めたならば、之等の教派は其布教をする事が出来るか否か。黒住教の主神は伊勢神宮でないと言ひ得るか。扶桑教實行教は富士山に、御嶽教神習教大成教は御嶽山に行者を登らせる事なくして果して其布教が出来るであらうか。神道各教派は、政府の方針として、神社と分離せられて居るけれども、實質に於ては少時も離れる事は出来ない。神道各教が宗教ならば其主祭神とする所の各神社の祭神も宗教神

神社と教會とを連絡せしめよ。

たる半面がある譯である。是故に前節に於ても宗教神と祖先神とを區別せよと云つたのである。而て爰に一問題が生じて来る。それは外でもない。宗教神道の主神となつて居る各神社に對しては主として宗教の取扱をするか。或は從來の如く、神社は宗教に非ずとして之に關係ある各教迄も宗教ではないと云ふ事にして可うか。各教派も天理教を除いたらアトは凡て非宗教として取扱はれぬ事もあるまい。それは宗教の定義の立て方一つで……何れにしても、現今の如く、一つは宗教、他は非宗教で、内々手を握つて居る形は頗る變である。何方にか片付けなければならぬ。

そこで又大膽な放言と云はれるか知らぬけれども、自分はかくありたいと思ふ。それは、宗教神道の主神となつて居る神社を宗教部類に入れて了つて、國家は之を自然の成行に任せ、佛基二教の教會所又は靈

場と同様の取扱にする譯には行かない——佛教の寺院すら因習の久しき或程度迄の保護を加へて居るから——まして一面に祖先として信ぜられる此等の神社を全然宗教の主神として放任する事は出来まいから、國家との關係は依然繼續して行かねばならぬ。さりとして單純なる祖先神の社や英雄偉人の社と同様に『宗教的營造物に非ず』で一括せられては其處に大なる不自然が生じて來る。さりとして今更宗教神道の殆ど全部を宗教から脱せしめる事も亦大なる不自然に相違ないから——從來のやうな中途半端な態度をやめて、一層の事神道を國教と宣言して、神社も宗教的の神社は國教神道の靈場として扱うて頂きたい。従つて神道各教派に十分なる保護を加へ、現在の沈滞不振のに對しては大改革を行はせる必要がある。英國其他國教の定めてある諸外國で宗教の相違から政治上の難關を生じて來る事があるので、我

國にも國教を定めたら必ず面倒が起ると憂ふる人があるけれども、自分分は決して其心配はないと思ふ。何となれば神道は非常な包擁性に富んで居て、現に名こそ無けれ、事實上の國教をなして少しも面倒が起らないのが何よりの實證である。

宗教神道をして單に加持祈禱の人々のみの衆團たらしめる程ならば寧ろ解散を命じた方が何程利益があるか知れぬ。(結論終)。

附言。

附言

一 神宮を宗教神道の靈場とする可否の分岐點

人は多く皇大神宮を以て單に皇祖と説かんとするけれども、大御神を只人神とする事の誤謬にして、神道の上から見て甚だ不可なる事は此書の本文に述べた通りであるが、自分と反對の意見を持つて居らる

る廣池千九郎氏の著『伊勢神宮』の記述を拜借する事は頗る興味が多い事である。即ち天祖を以て

國民の信仰は天上實在の祖神として崇拜し、若しくは太陽の中に存在する實在の祖神として崇拜するものにして此信仰は嘗て變ずる事なし

と云ひ、天祖が太陽に非る事を辯じたるはよいけれど、日の神と太陽とを混同し、神武天皇も太陽の御子なるかに解釋せられたのは甚だ遺憾で、日は太陽、日の神は天照大御神であつて、日其自身が神でない事、日と日の神との語義の差のある事を辯じなかつたのは惜しむべきである。併し『天上實在の祖神若しくは太陽の中に存在する實在の祖神』とは流石に言はれたる事で、正しく、宗教的信仰として見なければ解釋の出来ぬ事である。天忍、穗耳尊の肉體上の御親神が何れにか坐しましたか

知らないけれども、日神が直ちに皇祖であり、天祖であるとの信仰が太古から無窮に亙つて動かない信念であつて、そこに神宮を宗教的の神とする理由が存するのである。

二 國教宣言に就いて

神道を國教と宣言すると、憲法の條文によつて信教自由となるから、神社は信仰の自由に放任せられて、收拾すべからざる放漫の現象を來すから不可いないと云ふ人があるけれども、之は杓子定規の論で取るに足らぬと思ふ。何故なれば、今日信教の自由國家の安寧秩序を妨げず及び臣民たるの義務に反かざる限りに於てである事は何人も疑はない。然らば國民舉つて衷心からの神道信者たらしむるの難きは猶國民舉つて祖先崇拜の人たらしむるの難きに異なる事はない。難は一

である。宗教でないと言つて見た所で祖先崇拜一點張りでも十分の功を擧げる事が出来ないならば、寧ろ國民をして信教自由の下に自然に神道に憑るやうに希教に努力するに若くはない。而て國家の保護を得、皇室の奨励を被る神道家は死力を盡くして其布教に熱心するが當然である。神官をして、盛に講演を行はしめ、葬儀を行はしめ、社會教化の責任を負はしめればそれで成績は必ず擧がるに相違ない。噫、國教の宣言、其實現がやがて神道興隆の最上の方法で、我國體安穩の最上の保險であらう。

三 神社の整理は最大急務

茲に整理と云ふのは、或社と或社との合併又は廢合を言ふのではない。各神社それ自身の整理である。各府縣の神社を調べて見ると、祭

神の本末を顛倒したのが頗る多い。或縣の諏訪神社には、譽田別尊、事代主命、天兒屋根命、大日靈命、建御名方命、天御中主命を主神として、更に境内社に、稻荷神社、天滿宮社、大神宮社の三社がある。

之は、祭つた人々が何等古典の知識なく、或は無頓着で慎重の考慮を缺いた實證である。而も此社が龜山天皇の御宇の創建で徳川時代に黒印地を有つて居ると云ふに至つては驚かざるを得ない。

尙此類の事は極めて多く、或縣の八幡神社には大國主神、五十猛命、經津主命の次に漸く應神天皇が祭られてあり、帝都の或神社には八幡宮の社號の下に天照大御神を主神としてある。又或縣の八幡社には表筒男命が第一主神で次に應神天皇安閑天皇が祭つてあり、或神社には奇稻田姫命を第一主神として夫神素戔嗚尊を其次にしてある、杯は縁起由緒が如何にあれ本末顛倒の甚しきものとして至急に改祭を要す

る類である。此等の整理、内面の整理が物質的の整理よりも先きであらねばならぬ。(附言終)

神社と宗教終

大正八年五月廿五日印刷
大正八年六月一日發行

神社と宗教
定價金貳圓

不許複製

著者 安原清輔

東京市神田區北神保町十一番地

發行者 辻本卯藏

東京市牛込區榎町七番地

印刷者 渡邊八太郎

東京市牛込區榎町七番地

印刷所 日清印刷株式會社

發兌元

弘道館

東京市神田區北神保町十一番地
電話替本局三三二五番

弘道館出版書目

文學博士 遠藤隆吉先生著 **東洋倫理學** 改訂五版 洋裝金壹圓貳拾錢 送料十二錢

東京帝國大學文科大學教授 **哲學と宗教** 再版 洋裝金貳圓四拾錢 送料十六錢

東京帝國大學文科大學教授 **社會と道德** 洋裝金壹圓貳拾錢 送料十二錢

早稻田文學士宮地猛男先生共編 **哲學汎論** 洋裝金壹圓貳拾錢 送料十六錢

東京帝國大學文科大學教授 **人格の哲學と超人格の哲學** 洋裝金壹圓貳拾錢 送料十二錢

文學博士 朝永三十郎先生著 **哲學概論** 三版 洋裝金壹圓貳拾錢 送料十二錢

文學士 久保良英先生共譯 **哲學史綱** 五版 洋裝金壹圓貳拾錢 送料十二錢

文學士 北澤定吉先生著 **哲學より宗教へ** 洋裝金壹圓貳拾錢 送料十二錢

名教中學校長龜谷聖馨先生著 **理想主義の哲學** 洋裝金壹圓貳拾錢 送料十二錢

京都帝國大學文科大學教授 **現代に於ける** 洋裝金壹圓貳拾錢 送料十二錢

弘道館出版書目

文學博士 中島力造先生譯 **精神生活の哲學** 三版 洋裝金壹圓貳拾錢 送料十二錢

東京帝國大學文科大學教授 **我が國民道德新刊** 洋裝金壹圓貳拾錢 送料十二錢

東京帝國大學文科大學教授 **國民道德の教養** 五版 洋裝金壹圓貳拾錢 送料十二錢

東京帝國大學文科大學教授 **國民道德要義** 洋裝金壹圓貳拾錢 送料十二錢

京都帝國大學文科大學教授 **主觀道德學要旨** 五版 洋裝金壹圓貳拾錢 送料十二錢

東京帝國大學文科大學教授 **歐米道德教育の趨勢** 洋裝金壹圓貳拾錢 送料十二錢

文學士 島本愛之助先生譯 **善の研究** 六版 洋裝金壹圓貳拾錢 送料十二錢

京都帝國大學文科大學教授 **禮儀教育論** 洋裝金壹圓貳拾錢 送料十二錢

前文部省普通學務局普通教育課 **現代思潮十講** 八版 洋裝金壹圓貳拾錢 送料十二錢

東京帝國大學文科大學教授 **現** 洋裝金壹圓貳拾錢 送料十二錢

弘道館出版書目

文學士 高桑駒吉先生著 參 日本れきし 增訂再版
 ◎洋裝菊列上製全二册 送料十二錢
 文學士 高桑駒吉先生著 參 東洋れきし
 ◎洋裝菊列上製 送料八錢
 文學士 高桑駒吉先生著 參 西洋れきし 再版
 ◎洋裝菊列上製 送料八錢
 文學博士 重田定一先生著 史話
 ◎洋裝菊列總布上製 送料十六錢
 久我侯爵東久世伯爵題字 家庭訓話 今日の歴史四版
 ◎各册洋裝菊列上製 送料各册十二錢
 清三上博士芳賀博士序編 花の卷 月の卷 雪の卷
 ◎洋裝菊列上製 送料七錢
 奈良縣廳編纂 大和史料再版
 ◎洋裝菊列上製 送料二十四錢
 文學博士 金澤庄三郎先生著 言語の研究と古代の文化
 ◎洋裝菊列上製 送料八錢
 文學博士 男爵加藤弘之先生著 學說乞丐袋
 ◎洋裝菊列上製 送料十二錢
 鎌倉建長寺管長 釋宗演師著 筌蹄錄
 ◎洋裝菊列上製 送料八錢

弘道館出版書目

梅園會編纂 梅園全集品切
 ◎洋裝菊列上製全二册 送料二十七錢
 竹越三又先生 戸水博士序 南洋行脚誌
 ◎菊列形並 送料六錢
 帝國教育會編纂 吉田松陰
 ◎菊列並 送料六錢
 東京日々新聞記者通俗話 四季の衛生
 ◎洋裝菊列上製 送料八錢
 東京日々新聞記者通俗話 花柳病講話
 ◎洋裝菊列上製 送料八錢
 東京高等師範學校教授 巨理章三郎先生著 少年鑑品切
 ◎洋裝菊列上製 送料八錢
 東京帝國大學農科大學教授 歸雁の蘆
 ◎洋裝菊列上製 送料八錢
 東京帝國大學農科大學教授 新渡戸稻造先生著 歸雁の蘆
 ◎洋裝菊列上製 送料八錢

弘道館出版書目

杉山其日庵主著 青 年 訓
 日本女子大學教授歐米最近 女子運動と遊戯
 白井規矩郎先生著 露 天學校
 エイヤース氏原著 歐米に於ける最近教育施設
 青池半治郎先生譯 歐米最近世史十講
 京都帝國大學文科大學教授 歐米最近世史十講
 文學博士原勝郎先生著 俚諺心理百話
 福來博士校閱教育 俚諺心理百話
 浦谷甫水先生著 敘述と迷信
 京都帝國大學文科大學助教授 敘述と迷信
 文學士野上俊夫先生著 水 力
 京都帝國大學理工科大學教授 水 力
 文學博士金子登先生著

通俗學藝文庫

本書は、文部省通俗教育圖書として認定相成りたるものにして、一般社會の好讀物たるは勿論、亦専門々々の人々に取りても、極めて簡便なる良參考書たりと謂ふべし。

各冊定價金拾貳錢 同送料各一錢
 ◎洋裝金菊八拾五錢 送料八錢
 ◎洋裝金菊全壹冊 送料八錢
 ◎洋裝金菊五拾錢 送料八錢
 ◎洋裝金菊五拾錢 送料八錢
 ◎洋裝金菊五拾錢 送料八錢
 ◎洋裝金菊五拾錢 送料八錢
 ◎洋裝金菊五拾錢 送料八錢
 ◎洋裝金菊五拾錢 送料八錢
 ◎洋裝金菊五拾錢 送料八錢
 ◎洋裝金菊五拾錢 送料八錢

弘道館出版書目

(文部省通俗教育圖書認定)

第一編 理學博士 長岡半太郎先生著 ◎現今の電氣學 全一冊
 醫學博士 藤浪 鑑先生著 第二編 ◎疾病の原因 全一冊
 醫學博士 和辻 春次先生著 第三編 ◎音樂才能と遺傳 全一冊
 法學博士 神戸 正雄先生著 第四編 ◎放資の話 全一冊
 法學博士 毛戸 勝元先生著 第五編 ◎株式會社の話 全一冊
 法學博士 中島 玉吉先生著 第六編 ◎家督相續の話 全一冊

弘道館出版書目

宮城縣師範學校主事 神野淺治郎先生著 理科家事教授の準備と其實際

◎洋裝菊判上
◎定價金壹圓八拾錢
◎送料十二錢

金生喜造先生著 獨逸の公民教育

◎洋裝四六列上
◎定價金壹圓貳拾錢
◎送料八錢

東京帝國大學文科大學講師 文學博士加藤玄智先生著 我國體と神道

◎洋裝四六列上
◎定價金四圓貳拾錢
◎送料八錢

名教中學校長 總谷聖馨先生著 永遠の平和

◎洋裝菊判上
◎定價金貳圓五拾錢
◎送料十二錢

325
547

終

